

## 第505回愛知地方最低賃金審議会

日 時 令和4年7月1日(金) 午後1時30分から  
場 所 名古屋合同庁舎第2号館 3階共用大会議室

### 会 議 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 題

- (1) 愛知県最低賃金の改正決定について (諮問)
- (2) 愛知県最低賃金専門部会の設置等について
- (3) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について (諮問)
- (4) 検討小委員会の設置等について
- (5) 愛知地方最低賃金審議会運営規程及び検討小委員会運営規程の改正について
- (6) 愛知地方最低賃金審議会 会長代理の改選について
- (7) その他

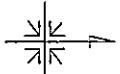
#### 3 閉 会

# 第505回 愛知地方最低賃金審議会 配席図

令和4年7月1日(金)

午後1時30分~

名古屋合同庁舎第2号館 3階共用大会議室



小野木 委員	中山(恵) 会長	鈴木 委員
-----------	-------------	----------

公益代表委員

江原 委員
梶原 委員
濱谷 委員
太箸 委員
堀江 委員

使用者代表委員

安藤 委員
太田 委員
大脇 委員
木戸 委員
中島 委員

労働者代表委員

賃金指導官	賃金課長	労働局長	労働基準部長	主任 賃金指導官
-------	------	------	--------	-------------

事務局

入口

資料一 次

資料 No

- 1 第48期愛知地方最低賃金審議会委員名簿（令和4年4月1日現在）
- 2 愛知労働局関係職員名簿（令和4年4月1日現在）
- 3 令和4年度特定最低賃金の改正に関する申出状況（令和4年6月27日現在）
- 4 愛知地方最低賃金審議会運営規程（現行及び改正案）
- 5 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程（現行及び改正案）

別途配付 最低賃金決定要覧 令和4年度版(委員のみ)  
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（関係部分抜粋）  
新しい資本主義実行計画工程表（関係部分抜粋）  
経済財政運営と改革の基本方針 2022（関係部分抜粋）

## 第48期 愛知地方最低賃金審議会委員名簿

(令和4年4月1日現在)

## 公益代表委員

	氏 名	現 職 等
	小野木 昌弘	中日新聞社 論説委員
◎会長	鈴木 進也	いぶき法律事務所 弁護士
○会長代理	中山 恵子	中京大学 経済学部教授
	中山 徳良	名古屋市立大学大学院 経済学研究科教授
	長谷川 ふき子	成田・長谷川法律事務所 弁護士

## 労働者代表委員

	氏 名	現 職 等
	安藤 知子	UAゼンセン 全ユニ一労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
	太田 淳一	マキタユニオン 中央執行委員長
	大脇 匠人	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
	木戸 英博	JAM東海 執行委員長 兼 愛知県連会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
	中島 裕子	日本労働組合総連合会愛知県連合会 事務局長

## 使用者代表委員

	氏 名	現 職 等
	江原 功一	刈谷工業株式会社 取締役会長
	梶原 弘司	愛知県経営者協会 会員サービス部 担当部長
	瀧谷 由美子	日進電気株式会社 代表取締役社長
	太箸 俊一	愛知県中小企業団体中央会 事務局長
	堀江 公仁子	株式会社フェアウインド 代表取締役

(敬称略、五十音順)

## 愛知労働局関係職員名簿

(令和4年4月1日現在)

愛知労働局長	しろた まさひこ 代田 雅彦
労働基準部長	いせ ひさただ 伊勢 久忠
賃金課長	たかはし さとし 高橋 智
主任賃金指導官	はつとり かずお 服部 一夫
課長補佐	きむら つよし 木村 剛
賃金指導官	みやした ひろあき 宮下 浩明
賃金指導官	たかはし ゆりこ 高橋 由里子

## 令和4年度 特定最低賃金の改正に関する申出状況

令和4年6月27日現在

	種類	①申出者	②申出ケース	③提出月日	④受理月日
1	愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金				
2	愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金				
3	愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金				
4	愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	日本労働組合総連合会愛知県連合会 改正	6/27	6/27	6/27
5	愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金				
6	愛知県自動車(新車)小売業最低賃金				

現行	改正案
愛知地方最低賃金審議会運営規程	愛知地方最低賃金審議会運営規程（案）
第1条から第3条（略）	第1条から第3条（略）
第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。	第4条 会長が必要であると認めるとときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができます）システムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。
第5条及び第6条（略）	第5条及び第6条（略）
第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。	第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができます。 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
第8条から第10条（略）	第8条から第10条（略）
附 則 第1条 この規程は、令和元年10月15日から施行する。	附 則 第1条 この規程は、令和二年 月 日から施行する。

現行	改正案
愛知地方最低賃金審議会 検討小委員会運営規程	愛知地方最低賃金審議会 検討小委員会運営規程（案）
第1条から第3条（略）	第1条から第3条（略）
第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、そ の旨を委員長に適切な方法で速報するものとする。 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじ め委員長に適切な方法で通知するものとする。	第4条 委員長が必要であると認めると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音 声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができます）を利用して、 会議に出席することができる。次項においても同じ。）を利用する方法によって、 会議に出席することができる。 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審 議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものと する。 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、そ の旨を委員長に適切な方法で速報するものとする。 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらか じめ委員長に適切な方法で通知するものとする。
第5条（略）	第5条（略）
第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、委員長及び委 員長の指名した委員2人が署名するものとする。 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開する ことにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若 しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な 意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがある 場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとす る。	第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開する ことにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若 しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な 意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがある 場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることが可能 である。 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとす る。
第7条及び第8条（略）	第7条及び第8条（略）
【附 則】 この規程は、平成13年 5月 8日から施行する。 【附 則】 この規程は、平成15年 3月 4日から施行する。 【附 則】 この規程は、令和元年10月15日から施行する。	【附 則】 この規程は、平成13年 5月 8日から施行する。 【附 則】 この規程は、平成15年 3月 4日から施行する。 【附 則】 この規程は、令和元年10月15日から施行する。 【附 則】 この規程は、令和 年 月 日から施行する。



愛労発基 0701 第 1 号  
令和 4 年 7 月 1 日

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山 恵子 殿

愛知労働局長 代田 雅彦

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、愛知県最低賃金（昭和 55 年愛知労働基準局最低賃金公示第 6 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。



愛労発基 0701 第2号  
令和4年7月1日

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山 恵子 殿

愛知労働局長 代田 雅彦

### 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和4年6月27日付けをもって申出代表者日本労働組合総連合会愛知県連合会会長可知洋二から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり下記6件に関する申出があったので、同法第21条により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

#### 記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)の改正決定
- 2 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)の改正決定
- 3 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第7号)の改正決定
- 4 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)の改正決定
- 5 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)の改正決定
- 6 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)の改正決定



2022年6月27日

愛知労働局長  
代田 雅彦 様

名古屋市熱田区合  
日本労働組合連合会 愛知県連合会  
全日本労働組合連合会 愛知県連合会  
洋

## 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

愛知県において、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業が當む使用者に使用される労働者  
12,830人

### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

### 3. 申出内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

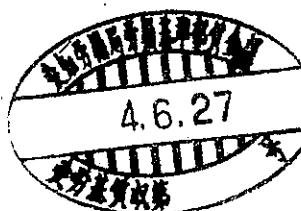
### 4. 申出の理由

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業は愛知県における主要産業であり、申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協定の適用をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

### 5. 添付資料

- (1) 労使の協定書
- (2) 労働組合の決議書
- (3) 申出代表者に対する委任状〔申出を行うことについての合意書を含む〕
- (4) 連合愛知構成組織名簿
- (5) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上





2022年6月27日

愛知労働局長  
代田 雅彦 様

名古屋市熱田区

日本労働組

4-18

県連合

知洋

## 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

愛知県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業が當む使用者に使用される労働者 85, 660人

### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

### 3. 申出内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

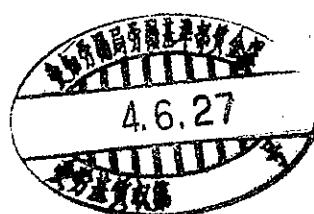
### 4. 申出の理由

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業は愛知県における主要産業であり、申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協定の適用をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

### 5. 添付資料

- (1) 労使の協定書
- (2) 労働組合の決議書
- (3) 申出代表者に対する委任状【申出を行うことについての合意書を含む】
- (4) 連合愛知構成組織名簿
- (5) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上





2022年6月27日

愛知労働局長  
代田 雅彦 様

名古屋市熱田区  
日本労働組  
4-1  
県連合  
知洋

## 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

愛知県において、計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業が當む使用者に使用される労働者 2,940人

### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

### 3. 申出内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

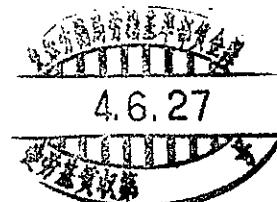
### 4. 申出の理由

計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業は愛知県における主要産業であり、申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協定の適用をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

### 5. 添付資料

- (1) 労使の協定書
- (2) 申出代表者に対する委任状〔申出を行うことについての合意書を含む〕
- (3) 連合愛知構成組織名簿
- (4) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上





2022年6月27日

愛知労働局長  
代田 雅彦 様

名古屋市熱田区

4-1

日本労働組

県連合

知 洋

## 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

愛知県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業が営む使用者に使用される労働者 59, 140人

### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

### 3. 申出内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

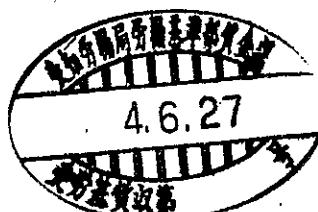
### 4. 申出の理由

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は愛知県における主要産業であり、申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協定の適用をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

### 5. 添付資料

- (1) 労使の協定書
- (2) 労働組合の決議書
- (3) 申出代表者に対する委任状 [申出を行うことについての合意書を含む]
- (4) 連合愛知構成組織名簿
- (5) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上





2022年6月27日

愛知労働局長  
代田 雅彦 様

名古屋市熱田区  
日本労働組合連合会  
全日本機械工業連合会  
和洋

## 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、愛知県輸送用機械器具製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

愛知県において、輸送用機械器具製造業が営む使用者に使用される労働者 275, 780人

### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

### 3. 申出内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

### 4. 申出の理由

輸送用機械器具製造業は愛知県における主要産業であり、申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協定の適用をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

### 5. 添付資料

- (1) 労使の協定書
- (2) 労働組合の決議書
- (3) 申出代表者に対する委任状〔申出を行うことについての合意書を含む〕
- (4) 連合愛知構成組織名簿
- (5) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上





2022年6月27日

愛知労働局長  
代田 雅彦 様

名古屋市熱田区会  
日本労働組合  
全  
4-1  
県連合  
知 洋

## 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、愛知県自動車（新車）小売業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

愛知県において、自動車（新車）小売業が営む使用者に使用される労働者 19,610人

### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

愛知県自動車（新車）小売業最低賃金

### 3. 申出内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

### 4. 申出の理由

自動車（新車）小売業は愛知県における主要産業であり、申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協定の適用をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

### 5. 添付資料

- (1) 労使の協定書
- (2) 労働組合の決議書
- (3) 申出代表者に対する委任状〔申出を行うことについての合意書を含む〕
- (4) 連合愛知構成組織名簿
- (5) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上



# 愛知地方最低賃金審議会運営規程

令和4年7月1日改正

- 第1条 愛知地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、愛知労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があつたとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするとときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。
- 第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができます。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適切な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適切な方法で通知しなければならない。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるとときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不适当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれる場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不适当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができます。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度局長に送付するものとする。
- 第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関する事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。
- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。
- 第1条 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

# 愛知県小委員会運営審議規程

第1条 この規程は、最低賃金の審議に係る検討小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に關し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか必要な事項について定めるものである。

第2条 委員会の構成は、会長を含め、公益代表委員5名、労働者代表委員及び使用者代表者代表委員それぞれ3名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。  
2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。  
3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ前項の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、愛知労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があつたとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

第4条 委員長が必要であると認めるとときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適切な方法で速報するものとする。  
4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適切な方法で通知するものとする。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不适当に侵害されるおそれがある場合、個人若しくは意見決定の中立性が不適当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。  
2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。  
2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不适当に侵害されるおそれがある場合、個人若しくは意見の交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができます。  
3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 委員長は、会議の審議結果又は、審議経過について、必要に応じてすみやかに、愛知地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この運営規程に規定するもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会の議決に基づいて定めるものとする。

〔附 則〕  
この規程は、平成13年 5月 8日から施行する。

〔附 則〕  
この規程は、平成15年 3月 4日から施行する。

〔附 則〕  
この規程は、令和元年10月15日から施行する。

〔附 則〕  
この規程は、令和4年 7月 1日から施行する。

令和4年度版

# 最低賃金決定要覧

労働調査会出版局編

〔令和 4 年 6 月 7 日  
閣 議 決 定〕

# 新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画

(関係部分抜粋)

## III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

### 1. 人への投資と分配

#### (1) 賃金引上げの推進

人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

# 新しい資本主義実行計画工程表

(関係部分抜粋)

## III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

### 1. 人への投資と分配

2022年度	2023年度	2024年度	2025～2027年度
今夏	年末	通常国会	
秋～年末			
<b>賃金引上げの推進</b>			
6月 最低賃金の政府方針決定 7月 中央最低賃金審議会 8月 地方最低賃金審議会	10月 地域別最低賃金の発効		
8月 春闇の集計結果確定 ここ数年低下していた賃金引上げ水準のV字回復を期待。業績の回復している企業では3%を超える賃金引上げを期待	官民連携して、新しい資本主義にふさわしい賃金引上げの社会的雰囲気の醸成	夏～冬 2024年度以降の賃上げ税制の在り方にについて検討し、12月に結論を得る。	
春～ものづくり補助金、持続化補助金について、赤字でも賃金引上げを行う中小企業への補助率を引き上げる特別枠を設置 政府調査において、賃金引上げを行う企業への加点を実施	夏～冬 賃金引上げを行う中小企業への補助率を引き上げ等の措置を講ずる予算事業について検討を行う。		
4月～12月 22業種10万社程度を対象とした優越的地位の監視に関する調査の実施 5月～ 道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業を重点立入業種として選定。下請法の調査において、重点的に立ち入りを実施。上記以外でも法違反が多く認められる業種は事業者団体に法遵守状況の自主点検を要請。	1月～夏 緊急調査の結果を踏まえ、サプライチェーンにおける取引の適正化についての優越的地位の監視に関するガイドラインの検討 秋～冬 同ガイドライン案のハブコメ、策定	春 2023年度の重点立入業種を選定。下請法の執行を強化	
夏～パートナーシップ構築宣言の実行状況のフォローアップ			
介護・障害福祉職員、保育士等について、職種ごとに仕事の内容に比して過正な水準まで収入が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討 看護師の今後の待遇改善については、コロナ対応等を担っている方への引上げ措置の結果も踏まえつつ、全ての職場における看護師のキャリアアップに伴う待遇改善の在り方について検討			
最低賃金については、生計費、賃金、賞金支払能力を考慮しつつ、その引上げを図り、できる限り早期に全国加重平均が1000円以上となることを目指す			

〔令和 4 年 6 月 7 日  
閣 議 決 定〕

# 経済財政運営と改革の基本方針 2022

## (関係部分抜粋)

### 第2章 新しい資本主義に向けた改革

#### 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

##### (1) 人への投資と分配

(賃上げ・最低賃金)

賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。

このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。

新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

(写)

令和4年6月20日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子 殿

愛知県弁護士会

会長 蜂須賀 太郎

### 会長声明の送付について

別紙のとおり「最低賃金の引上げを求める会長声明」をご送付  
いたします。

当会の意見を充分にご理解いただき、適切な措置をとられますよう  
お願ひいたします。



## 最低賃金の引上げを求める会長声明

当会は、中央最低賃金審議会及び愛知地方最低賃金審議会に対し、早急に、最低賃金額を引き上げて、最低でも時給1000円以上の金額を答申することを求める。

- 1 長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の拡大により、労働者の収入が減少している。さらに、ロシアのウクライナ侵攻の影響もあり、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額を大きく引き上げることが重要である。
- 2 中央最低賃金審議会は、本年7月ころ、厚生労働大臣に対し令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について答申する予定である。昨年、同審議会は全国加重平均で28円の引上げ(全国加重平均930円)の答申をし、これに基づき愛知地方最低賃金審議会でも最低賃金を28円引き上げるとの答申がなされ、愛知県の最低賃金額は955円となった。
- 3 しかし、最低賃金額である955円ではフルタイム(1日8時間、週40時間)で働いたとしても、月173時間として、月収で16万5215円、年収でも約198万円にしかならない。この収入では、労働者が賃金だけで自らの生活を維持し、将来のための貯蓄をしていくことは到底不可能であり、最低賃金法第1条が目的として掲げる「労働者の生活の安定」にはほど遠い状況である。

我が国の相対的貧困率は15.4パーセント(2018年)と依然高い水準にあり、貧困線は年収127万円で少し上がっているだけである。貧困と格差の拡大は女性や若者に限らず、全世代で深刻化している。働いているにもかかわらず、貧困状態にある者の多くは、非正規雇用労働者として最低賃金付近での労働を余儀なくされており、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻む大きな要因となっているといわざるをえない。

先進諸外国では、2021年から2022年にかけて、最低賃金が次々に引き上げられている。フランスでは、2021年1月に続き、同年10月から10.48ユーロに引き上げられた。ドイツでは、2021年7月、2022年1月に続き、同年7月に10.45ユーロへ引上げとなる。さらに、同年10月から12ユーロに引き上げることについて国会で審議中である。

イギリスでも、2021年4月に続き、2022年4月から23歳以上の労働者の最低賃金が9.5ポンドに引き上げられた。韓国では、2021年1月に続き、2022年1月から9160ウォンに引き上げられた。このように多くの国で、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても最低賃金の大幅引上げが実現しており、我が国でも2022年において大幅引上げが必要である。

4 当会は、2017年度（平成29年度）も、会長声明で最低賃金の大幅な引上げを求めたが、当該年度の引上げ幅は前年度と比べて約3%の引き上げにすぎず（845円から871円への引き上げ）、2018年度（平成30年度）に、このペースでは最低賃金が1000円に達するのは2022年であると指摘したが、仮に今年度が昨年度の引上げ幅であったとしても、最低賃金が1000円に達するのは2023年である。

しかし、時給1000円であっても、フルタイム（1日8時間、週40時間）で働いたとしても年収は約208万円であり、単身者世帯にとってすら最低限度の生活を維持するのに十分な額といえないことからすれば、最低賃金1000円の達成は最低限の目標である。

5 なお、最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度により、影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。しかし、利用件数はごく少数である。我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように十分な支援策を講じることが必要である。具体的には、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することによる支援策が有効であると考えられる。

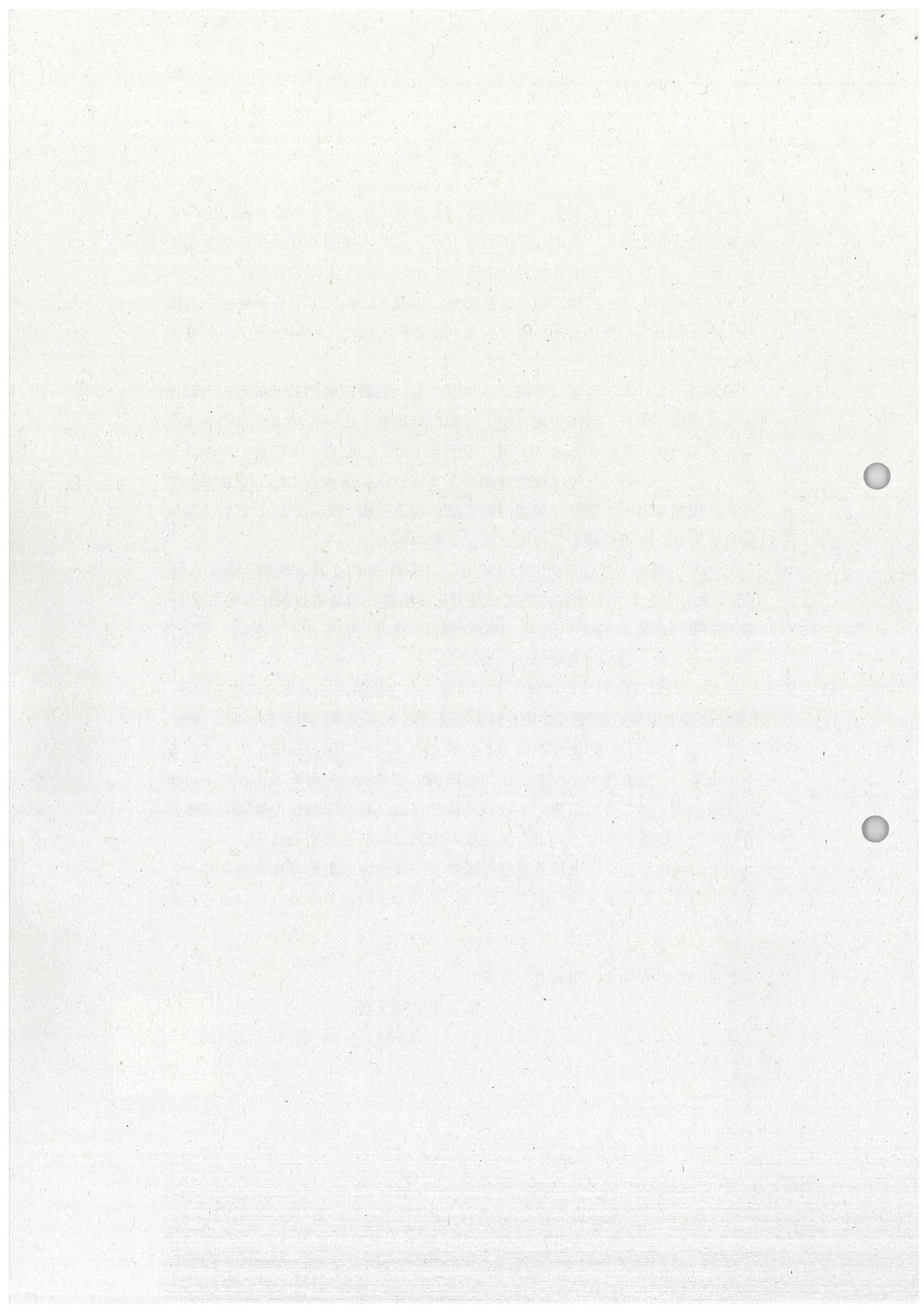
6 以上の理由から、中央最低賃金審議会及び愛知地方最低賃金審議会に対し、早急に、最低賃金額を引き上げて、最低でも時給1000円以上の金額を答申することを求める。

2022（令和4）年6月20日

愛知県弁護士会

会長 蜂須賀 太





(写)

2022年6月30日

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 恵子 殿  
愛知労働局 局長 代田 雅彦 殿

愛知県労働組合総連合（愛労連）  
議長 西尾 美沙

## 物価高騰のおり、県民の生活改善と地域経済の活性化のために 最低賃金の大幅引き上げを求める要請書

本年度の愛知地方最低賃金審議会の開催にあたり、愛労連として、下記4項目の要請をいたします。要請書の主旨を審議会で説明し、十分な議論をしていただくよう要望いたします。

また、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1500円とし、中小企業支援を求める要請署名」の第一次分として、9134筆を提出いたします。

### 1 愛知県最低賃金を早期に1500円に、今年は1000円以上に引き上げること。

(1) 愛知の非正規労働者は128万9千人、最賃引き上げは経済の活気につながる  
物価の高騰が県民の暮らしを直撃しています。6月2日付「中日新聞」によると、食品主要105社が年内に実施した、あるいは実施を予定している値上げは、1万品目を突破したとのことです。加工食品14%、調味料11%、酒類・飲料15%、菓子12%、パン9%などとなっています。平均上げ幅は13%で長期化の恐れがあり、物価の高騰は、とりわけ低所得者への影響が大きいと言われています。

愛知県では128万9千人の非正規の職員・従業員が働いています（あいちの就業状況：2022年5月31日愛知県発表：2022年1月～3月平均）。男性は38万8千人、女性は90万人です。最低賃金（最賃）の大幅引き上げは、非正規労働者の賃上げに直接跳ね返り、生活の安定と愛知の経済全体を活気づけます。そのことは、昨年7月に愛労連が公表した「愛知県最低賃金引き上げの地域経済効果試算」により明らかです（試算は、昨年委員のみなさまにもお渡しました）。

すなわち、愛知県最低賃金を1500円に引き上げた場合、少なくとも県内労働者約188万人の賃金が増加することによって、県内消費支出増加額・約5,917億円、県内生産増加額・約8,505億円、雇用者増加数・約41,394人（地域密着型産業の主な担い手である中小企業の生産と雇用の増加が相対的に多い）、国と愛知県の税収増加額・約1,018億円の効果があると推計されています（主に2019年統計資料と2015年愛知県産業連関表による）。

(2) 生計費調査で全国どこでも時給1500円以上が必要、今年は1000円以上に  
全国労働組合総連合（全労連）が全国27都府県46,800世帯（若年者単身は4,971世帯）  
を対象に実施した「最低生計費試算調査」によれば、若者（25歳単身者）が自立して人間ら



しい生活をするうえで必要な生計費は、どの都道府県でもほぼ変わらず、月額で 24 万円前後、時間額にすると 1500 円以上という結果になりました。愛知で 2015 年 2 月に実施した最低賃金生活体験でも同様の結果が出ています。消費税率が上がり、物価が高騰している現在では、必要な生計費はさらに増えています。

賃上げの低迷や物価高騰で購買力が落ち、消費が冷え込んでいます。地域の経済が悪化し、企業経営にも大きな影響を与えています。困窮している県民を救済し、疲弊している地域経済を支えるために、現在の最賃額 955 円を今年 4.7%、1000 円以上に引き上げてください。そして早期に 1500 円へ引き上げることを要望します。

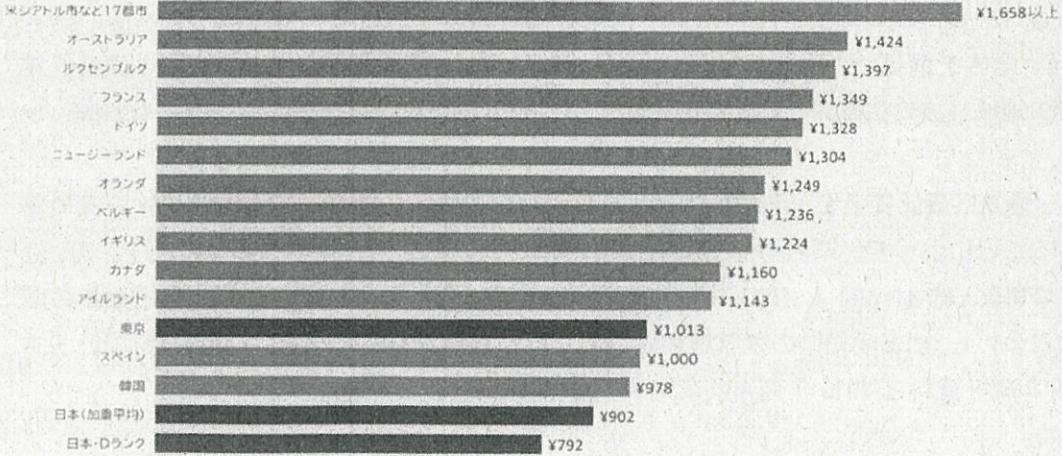
### （3）先進国では最低賃金額が続々と大幅引き上げ～1500 円超えるが主流に

海外に目を向けると、コロナ後の経済回復を見据えて、ドイツでは 2021 年 1 月の 9.50 ユーロから 2022 年 7 月に 10.45 ユーロと 11.8% 増へ大幅に引き上げ、さらに 10 月から時給 12 ユーロ（1,719 円）上げる法案を可決しました。

オーストラリアでは 7 月から 21.38 豪ドル（2,010 円）など、多くの国で最低賃金の大幅な引き上げが取り組まれています。また、フランスは 1 月に続き 5 月にも最賃を引き上げ 10.85 ユーロ（1,555 円）に引き上げると発表しました。イギリスでも 2021 年 4 月から 23 歳以上の労働者の最低賃金が 8.91 ポンドに引き上げられ、さらに 2022 年 4 月から 9.5 ポンド（1,578 円）に引き上げられました。

アメリカでは、2021 年 1 月にバイデン大統領が連邦最低賃金を 15 ドル（2,041 円）へと引き上げる方針を表明するとともに、同年 4 月には、連邦政府と契約する業者の従業員の最低賃金を現在の時給 10.95 ドルから時給 15 ドルに引き上げる大統領令に署名する（各連邦政府機関は、2022 年 3 月 30 日までに新規の契約内で時給 15 ドルの最低賃金を実施しなければならないとされている）など、多くの先進国で大幅な最低賃金引き上げが実施されています。  
(円換算は 2022 年 6 月 29 日現在の為替レートによる)。

## 2020年 主要国の最低賃金

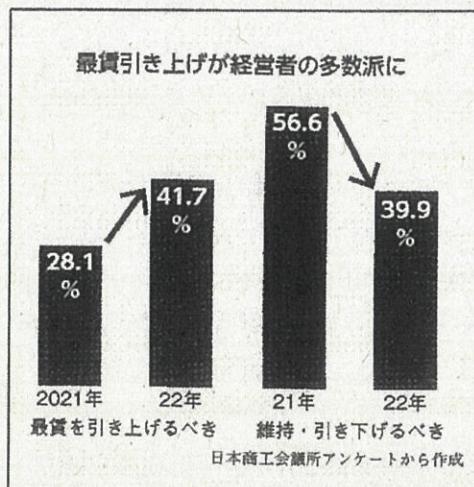


（OECD 資料より全労連作成）

厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、4月の現金給与総額は（名目賃金）は平均28万3千円超で前年同月比1.7%増にとどまり、物価上昇の影響を考慮した実質賃金はマイナス1.2%となっています。日本の平均賃金は、この30年ほどほとんど上がっておらず、労働者の家計は大変きびしい状況です。最賃の引き上げは、家計をあたため、国民の購買力向上に大きく寄与します。グローバルな視点での審議もぜひお願いします。

## 2 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、中小企業に対する特別な財政支援を政府に要請すること。

最賃引き上げにあたっては、企業の社会保険料負担が増加することから、中小企業に対する特別な財政支援を行うよう、国に働きかけていただくことを要請します。



全労連は2022年1月「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を」を発表しました（添付）。

中小企業の予算の増額、直接支援、税制改正などを説明しています。ぜひともご覧ください。

上述した「愛知県最低賃金引き上げの地域経済効果試算」は、愛知県最低賃金を引き上げたことによる国と愛知県の税収増を、中小企業への支援策にも活用できることを示しています。また、この間の法人税減税によって大企業を中心に蓄えられた内部留保にも適切な課税をおこなえば、必要な財源を確保することは可能です。

なお、この4月、日本商工会議所と東京商工会議所が、3,222社からのアンケート結果（調査期間2/7～2/28）を発表しました（上図）。これによれば、昨年と様相が異なり「最賃を引き上げるべき」という経営者が大幅に増加しています。

## 3 愛知県最低賃金専門部会の議事録及び専門部会を開くこと。

これまで、愛知県最低賃金専門部会（以下、専門部会）の議事録及び会議は、「金額審議に関わる率直な意見交換をするために」非公開とされてきました。

愛労連は、ここ数年、毎年「行政文書請求」により専門部会議事録を入手しています。同議事録には、ほぼすべての発言が記録されており、請求すれば開示されるわけですから、専門部会議事録を公開しない合理的な理由はありません。現に、中央最低賃金審議会・目安に関する小委員会の議事録は、公開されています。

また、鳥取地方最低賃金審議会委員および審議会会長を長年務めた藤田安一鳥取大学名誉教授が、「私には、最低賃金の適用を受ける低賃金労働者にとって、最低賃金が自分たちの知らない密室で、どのように決まったのかもわからず、結果だけ知らされ適用されている現状が、あまりにも不条理に思えた。『透明性や公平性が求められる行政は、もっと積極的に情報公開に努める必要があるのではないか』と憤りを覚えたのである。」と述べているように、積極的に情報公開が求められてきている今日の世界の中で、何十年間も続いてきた会議の非公開という慣行を墨守

し続けるのは、もはや時代遅れと言わざるを得ません。専門部会議事録と会議の公開を強く求めます。

#### 4 愛知地方最低賃金審議会または愛知県最低賃金専門部会で、労働者の意見陳述の場を設けること。

全国30府県近くの地方最低賃金審議会においては、審議会または最低賃金専門部会の場で意見陳述が行われています。しかし、愛知地方最低賃金審議会では、意見書を事前に読んでいること、その主張の方向性は労働者側委員と同様のものと考えていることから、「審議会としては提出された意見書の趣旨を踏まえ審議を行う」(2021年第501回審議会)ため、意見陳述の必要はないとの理由で、愛知県最低賃金額の改定に関する意見陳述が実施されていません。

最低賃金法施行規則第11条は、「最低賃金審議会は前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち適當と認める者をその会議（専門部会の会議を含む。）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする」と定めています。

また、先の藤田安一氏によれば、専門部会の場での意見陳述と、その後の質疑応答について、「審議会の活性化に貢献し、その場にいた多くの委員から『直接、話が聞けてよかったです。紙に書かれた意見よりも、はるかに説得力があり印象に残ると』の感想」が出されたということです。

昨年（2021）の第501回愛知地方最低賃金審議会では、委員から「全国28府県内で意見陳述があるという説明がありました。今後・・・意見陳述について、検討できる雰囲気が醸成されるといい」との発言もありました。

私たちは、愛知県最低賃金額の改定審議に際して、関係する労働者本人が会議に出席し、発言する時間を作っていただくよう、強く要請いたします。

以上

# 生活改善、地域経済の好循環のために、 愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請

愛知地方最低賃金審議会 会長 殿  
愛知労働局 局長 殿

2022年 月 日

## ■ 要請主旨 ■

- 1 愛知県の最低賃金は2021年10月から955円になりました。全労連が全国3万5千人余りを対象にした最低生計費試算調査によると、若者が自立して人間らしい生活をする上で必要な生計費は月額で24万円以上、時間額にすると1,500円以上必要という結果です。愛知県でも名古屋市や豊橋市で同様の結果が出ています。税金（所得税・住民税）・保険料（年金・健康保険・雇用保険）などを差し引き、さらに家賃を考えると必要な額です。
- 2 最低賃金の引き上げには、政府による中小企業支援策の抜本的強化が欠かせません。地域経済を支える主役の中小企業・小規模事業者に人件費の引き上げを保障する特別な財政措置を同時に実行することが必要です。あわせて単価の不当な切り下げなど大企業の下請けいじめを正し、コストが適正に反映される仕組みの整備も必要です。フランス、韓国、アメリカなどでは最低賃金引き上げのための中小企業支援策が大規模に行われていますが、日本は極めて貧弱です。

○ 愛知県の最低賃金審議会は、全国28府県で実施されている意見陳述の場を設けていません。最低賃金法や施行規則では、「意見書によるほか、会議（専門部会の会議を含む）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする」とあります。愛知の審議会では意見陳述に反対する委員はいないのに行われていません。労働者からの生活実態を審議会で直接聞いて最賃額を審議することを求める。あわせて、専門部会を公開するよう求めます。

以上、2022年の最低賃金改定にあたり、下記事項について要請します。

## ■ 要請項目 ■

- 1 愛知県最低賃金を1,500円に引き上げること。
- 2 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、中小企業に対する特別な財政措置を行うこと。  
あわせて政府にも要請すること。
- 3 愛知地方最低賃金審議会の専門部会を公開すること。
- 4 愛知地方最低賃金審議会（専門部会）で労働者の意見陳述の場を設けること。

氏名	住所

※この署名用紙は、目的以外に個人情報が利用されることはありません。

取扱団体 [愛知県労働組合総連合（愛労連）・愛知国民春闘共闘委員会]

# 最賃引き上げは女性の賃上げに直結！



コロナ禍で多くの非正規雇用労働者が解雇・雇い止め・休業になりました。これまでパート・アルバイトなどは、家計の補助的なものとみなされてきましたが、その収入で生計を維持している人々が増えています。

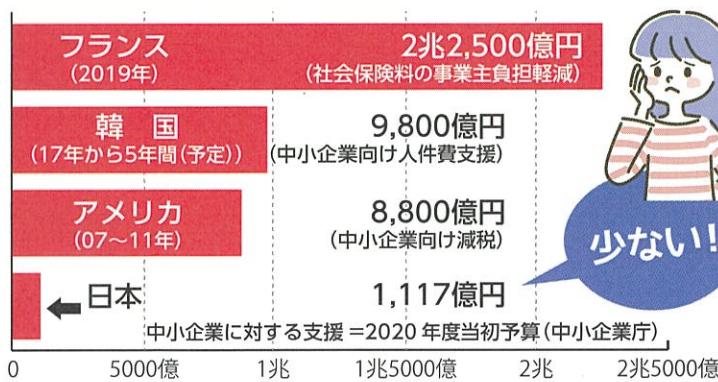
愛知の最低賃金は、「21年10月から955円になりました。しかし、まともな生活ができる金額ではありません。愛知県内を見ると954円以下で働く労働者のなかで8割が女性で、1500円以下で働く女性の25%が954円以下で働いています(21/6現在)。最賃の引き上げは

## 中小零細企業には十分な財政的支援を



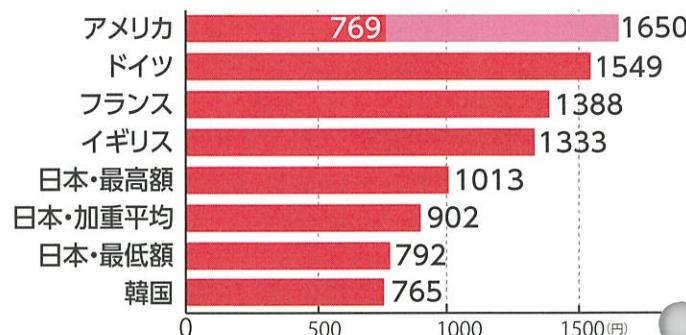
財務省「法人企業統計」によればすべての大企業約5800社の2020年度の内部留保は前年度を7兆円も上回り467兆円となっています。中小企業への賃金・社会保険料の直接助成などに大企業の内部留保を財源にすべきです。最賃が上がれば消費が拡大し、生産が増加し、雇用が増え、税収増となり企業も労働者も潤います。

### 最賃引き上げのための中小企業支援



少ない!

### 2020年最低賃金の国際比較 (為替レート)



※アメリカはバイデン政権が連邦最賃を15ドルに引き上げることを表明。

### 意見も言えない 愛知の審議会



全国の最低賃金審議会では、意見陳述が28府県で実施され大分県でも初めて行われました。愛知の審議会では意見陳述に反対する委員はいないのに行われていません。また、実質審議が行われる専門部会も公開されていません。審議会は県民に公開し、労働者が意見を言える場にしなければなりません。



愛知県労働組合総連合(愛労連)・愛知国民春闘共同委員会

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階 電話 052-871-5433 FAX 052-871-5618

〆切6月末日

# 最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2022年6月現在

25歳単身者・賃貸アパートメントマンション（25m<sup>2</sup>）に居住という条件で試算

都道府県名		北海道			宮城県			山形県			福島県			茨城県			埼玉県			東京都		
自治体名	札幌市	C/男性	C/女性	钏路市	D	D	C	D	D	B	B	A	男性/A	女性/A	男性/A	女性/A	男性/A	女性/A	男性/A	女性/A	立川市	八王子市
消費支出	163,805	159,471	182,381	162,569	173,997	167,016	163,216	166,317	167,952	179,910	173,524	179,804	188,733	185,754	194,448	191,469	191,408	188,749	171,832	169,266		
食費	39,991	32,310	37,921	39,977	40,083	40,017	40,133	40,032	40,703	41,967	38,610	44,361	35,858	44,361	35,658	44,361	35,858	42,364	34,314	42,364	34,314	
住居費	32,000	32,000	35,000	32,000	35,000	30,000	35,000	30,000	32,000	36,458	52,500	57,292	65,625	65,625	70,042	70,043	61,458	61,458	43,750	43,750	43,750	
水道・光熱	10,206	9,933	10,206	8,076	9,024	8,686	8,260	8,695	8,715	7,546	6,867	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	
家電・家事用品	4,071	4,398	5,001	3,684	4,216	3,821	3,479	3,905	3,509	3,265	4,781	2,540	2,703	2,540	2,703	2,631	2,631	2,630	2,630	2,643	2,643	
衣服・雑物	5,628	4,431	8,593	6,514	6,501	7,095	6,626	6,628	6,225	8,440	6,906	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	
保健医療	4,558	3,274	2,980	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	1,002	3,366	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	
交通・通信	16,660	17,438	36,460	38,342	39,697	38,342	35,710	37,634	37,028	29,990	19,635	12,075	12,171	12,171	12,075	12,171	6,469	6,469	20,251	18,801	18,801	
教育費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教養・娯楽	30,068	27,684	17,950	17,533	17,126	18,093	17,057	17,726	20,225	28,534	22,708	20,634	23,689	23,689	28,816	28,816	26,185	26,185	26,171	26,171	26,171	
その他	20,423	25,619	18,536	19,470	19,347	19,333	19,319	20,770	19,450	22,708	20,770	22,708	23,189	23,189	23,189	23,189	23,732	23,732	23,333	23,333	28,382	
非消費支出	44,878	44,878	44,878	37,294	37,375	37,375	37,375	37,375	37,375	37,320	55,177	51,055	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	
非消費割比率	19,95%	18,28%	17,26%	16,44%	16,90%	17,25%	16,96%	16,81%	17,11%	20,80%	21,11%	20,80%	20,27%	19,54%	19,79%	19,79%	19,79%	20,02%	21,81%	21,56%	21,81%	
予備費	16,300	15,900	18,200	16,200	17,300	16,700	16,300	16,600	16,600	17,900	17,300	17,900	17,900	18,800	18,800	19,400	19,400	19,100	18,800	17,100	16,900	
最高生計費 (月額)	税抜	180,105	175,371	200,581	178,789	191,297	183,716	179,516	182,917	184,652	197,810	190,824	197,704	194,424	207,533	204,254	213,848	210,569	207,549	188,932	186,166	
年額(税込)	224,983	220,249	226,459	216,083	228,664	221,091	216,944	220,284	221,972	257,987	241,879	249,642	246,362	259,471	256,192	265,786	262,507	262,446	259,487	240,870	238,104	
月15時割換算	2,689,796	2,642,988	2,945,508	2,592,986	2,743,968	2,653,092	2,603,328	2,643,408	2,663,864	3,035,844	2,902,548	2,985,704	2,986,344	3,113,652	3,074,304	3,168,432	3,150,084	3,149,352	3,113,844	2,890,440	2,857,248	
月15時割換算	1,500	1,468	1,636	1,441	1,524	1,474	1,446	1,469	1,480	1,687	1,613	1,664	1,642	1,730	1,708	1,772	1,750	1,750	1,730	1,606	1,587	
月15時割換算	1,452	1,421	1,584	1,394	1,475	1,426	1,400	1,421	1,432	1,632	1,561	1,611	1,589	1,674	1,653	1,715	1,694	1,693	1,674	1,554	1,536	
173・8時割換算	1,295	1,267	1,412	1,243	1,316	1,272	1,248	1,267	1,277	1,456	1,277	1,456	1,392	1,436	1,418	1,493	1,474	1,529	1,510	1,510	1,386	
2022年最高額	889	822	821	853	822	822	822	822	822	828	828	828	828	879	879	956	1041	1041	1041	1041	1041	
調査実施時期	2016年5月	2016年3月																				

表1：最低生計費調査の回収サンプル数

調査地域	サンプル数	想定した居住地
新潟県調査	715	新潟市東区
静岡県調査	1,670	静岡市駿河区のほか、浜松市、豊田市、伊東市、熱海市も試算
愛知県調査	999	愛知県調査
北海道調査	1,217	北海道調査
東北地方調査	1,840	東北地方調査
埼玉県調査	597	埼玉県調査
東京調査	3,238	東京調査
広島県調査	455	広島県調査
福岡県調査	3,000	福岡県福岡市
京都府調査	4,745	京都府京都府
岐阜県調査	3,675	岐阜県岐阜市
長野県調査	3,686	長野県長野市
沖縄県調査	962	沖縄県那覇市
茨城県調査	1,358	茨城県水戸市茨城大近辺
大分県調査	1,483	大分県大分市・杵原
大阪府調査	9,501	大阪府大阪市東淀川区
兵庫県調査	757	兵庫県西宮市
高知県調査	969	高知県高知市高須地区
合計	46,800	4,971

表2：若年単身世帯のサンプル数

調査地域	サンプル数	想定した居住地
新潟県調査	74	新潟市東区
静岡県調査	195	静岡市駿河区のほか、浜松市、豊田市、伊東市、熱海市も試算
愛知県調査	217	名古屋市のほか、豊橋市も試算
北海道調査	201	札幌市白石区のほか、創成川駅付近
東北地方調査	270	青森市、秋田市、盛岡市、山形市、福島市で試算
埼玉県調査	41	さいたま市緑区
東京調査	411	東京都北区、世田谷区、新宿区、立川市、八王子市
広島県調査	70	広島市中央区
福岡県調査	267	福岡県福岡市
京都府調査	412	京都府京都市北区
岡山県調査	156	岡山県倉敷市倉敷・御元地区
長野県調査	167	長野市
沖縄県調査	141	那覇市赤道周辺（最寄り駅三赤道駅）
茨城県調査	111	佐賀県佐賀市
大分県調査	109	大分市大分・萩原
大阪府調査	634	大阪市東淀川区
兵庫県調査	112	神戸市須磨区板宿
高知県調査	94	高知市高須地区
合計	4,971	



最高一主計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査P/T 2022年6月現在

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション(25m<sup>2</sup>)に居住ごいう条件で試算

都道府県名	新潟県	長野県	静岡県	京都府	大阪府	兵庫県	岡山県	広島県	山口県	高知県	高知市	
自治体名	新潟市	長野市	静岡市	京都府	大阪市	神戸市	岡山市	広島市	山口市			
面積ランク／性別	C	B	A/男性	A/女性	A/男性	B/女性	A/男性	B/女性	C/男性	C/女性	D/男性	D/女性
消費支出	177,018	183,113	181,897	180,960	163,083	163,213	172,231	178,390	175,640	173,494	170,952	175,940
食 費	39,597	41,323	40,253	34,240	38,457	31,711	44,441	35,347	43,727	44,206	35,097	40,333
住 居 費	38,000	40,625	38,000	45,000	45,000	45,000	32,000	41,667	48,000	46,000	46,000	35,417
水道・光熱	11,064	7,298	7,559	7,510	6,594	6,551	7,510	7,419	8,434	5,091	6,609	7,301
家賃・家事用品	3,765	4,342	3,883	4,124	3,480	3,800	3,799	3,836	3,922	3,780	3,693	3,972
衣服・履物	6,951	7,522	7,521	4,296	8,426	8,406	8,272	5,921	4,247	8,756	8,249	5,594
保健医療	4,188	1,026	3,295	4,516	2,186	5,016	2,186	1,137	2,733	4,107	6,513	2,106
交通・通信	40,335	29,359	43,366	43,167	19,062	18,872	40,639	18,612	13,469	12,567	17,702	16,431
教 育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	14,970	26,393	18,408	22,034	17,745	17,764	17,521	27,510	25,531	25,553	25,604	29,512
そ の 他	18,148	25,225	19,662	23,989	21,217	26,293	21,847	27,847	33,147	21,011	24,620	19,547
非消費支出	47,287	53,399	46,662	47,562	47,829	49,595	49,595	54,157	54,157	50,492	50,107	43,838
非消費部比率	19.54%	20.96%	18.92%	19.00%	20.96%	20.95%	20.16%	20.18%	22.11%	22.37%	20.70%	21.28%
予 備 費	17,700	18,300	18,100	18,000	16,300	17,200	17,800	17,200	17,300	17,000	17,500	16,900
最低生計費 (税抜) 税込	194,718	201,413	199,997	198,960	179,383	179,513	188,431	196,190	193,140	190,794	187,952	193,440
年額(税込)	242,006	254,812	246,669	245,622	226,945	227,075	237,260	245,785	242,735	244,951	242,109	243,932
月15時間換算	2,904,060	3,057,744	2,949,908	2,947,464	2,723,340	2,724,900	2,847,120	2,949,420	2,912,820	2,905,308	2,939,412	2,927,184
月15時間換算	1,613	1,699	1,644	1,637	1,513	1,514	1,582	1,639	1,618	1,633	1,614	1,626
月15時間換算	1,561	1,644	1,591	1,585	1,464	1,466	1,531	1,586	1,580	1,562	1,574	1,531
173.8時間換算	1,392	1,466	1,419	1,413	1,306	1,307	1,365	1,414	1,397	1,409	1,393	1,404
2022年収支額	859	877	913	955	937	992	928	992	992	862	899	857
調査実施時期	2015年12月	2020年7月	2015年12月	2016年2月	2016年4月	2019年4月	2022年1月	2022年6月	2020年7月	2016年1月	2019年4月	2022年6月



最低生計費試算書・総括表

25歳単身者・賃貸ワーナームアンション(25m<sup>2</sup>)に居住する条件で計算

都道府県名		福岡県		佐賀県		長崎県		大分県		熊本県		鹿児島県		沖縄県		
自治体名	C/男性	C/女性	C/男性	D/女性	D/男性	D/女性										
消費支出	161,660	169,945	184,363	178,127	178,887	164,737	168,907	187,077	191,843	176,843	178,056	179,439	182,095	179,439	182,095	
食費	43,686	32,657	44,101	39,025	30,274	39,434	32,120	42,755	35,785	39,941	31,445	41,266	33,200	36,458	36,458	
住居費	32,000	32,000	30,000	34,500	34,500	39,000	39,000	39,000	39,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	
水道光熱	7,722	9,184	7,743	8,150	9,694	8,109	9,645	7,560	7,877	8,101	9,636	8,764	10,424	10,424	10,424	
家具・家事用品	3,697	4,090	3,697	3,911	3,911	3,797	3,940	4,226	5,394	3,401	3,779	3,826	3,851	3,851	3,851	
衣服・履物	7,108	8,681	7,108	5,635	5,111	7,092	8,284	4,478	8,896	5,680	6,733	5,021	3,339	3,339	3,339	
保健医療	1,168	3,729	1,162	1,184	3,779	1,174	3,746	2,248	3,574	1,181	3,768	1,142	3,643	3,643	3,643	
交通・通信	15,613	21,188	41,686	41,856	41,856	15,649	15,649	36,302	36,142	38,469	38,469	33,794	33,794	33,794	33,794	
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教養・娯楽	24,739	25,191	24,739	25,964	25,976	23,327	24,930	26,635	26,635	21,257	22,302	25,620	25,177	25,177	25,177	
その他	25,927	33,225	24,127	18,252	23,786	27,155	31,593	23,873	28,545	28,813	26,924	23,548	32,209	32,209	32,209	
非消費支出	49,776	49,776	46,045	46,045	43,655	43,655	53,037	53,037	53,037	43,115	43,115	48,977	48,977	48,977	48,977	
非消費額比率	21.88%	21.04%	19.71%	19.03%	18.97%	19.42%	19.03%	20.49%	20.49%	18.15%	18.04%	19.88%	19.65%	19.65%	19.65%	
予備費	16,100	16,900	18,400	17,800	16,400	16,800	18,700	19,200	19,200	17,600	17,800	17,900	18,200	18,200	18,200	
最低生計費 (月額)	177,760	186,845	202,763	195,927	196,687	181,137	185,707	205,777	211,048	194,443	195,856	197,339	200,295	200,295	200,295	
年額(税込)	227,536	236,621	222,539	241,972	242,732	229,362	255,814	264,085	237,558	238,971	246,316	249,272	249,272	249,272	249,272	
月15時間換算	2,730,432	2,839,452	3,030,468	2,903,664	2,912,784	2,697,504	2,752,344	3,057,676	3,169,020	2,850,696	2,867,652	2,955,792	2,981,264	2,981,264	2,981,264	
月155時間換算	1,517	1,577	1,684	1,613	1,618	1,499	1,529	1,725	1,761	1,584	1,553	1,642	1,662	1,662	1,662	
173.8時間換算	1,468	1,527	1,629	1,561	1,566	1,450	1,480	1,670	1,704	1,533	1,542	1,589	1,608	1,608	1,608	
2022年最實額	1,309	1,361	1,453	1,392	1,397	1,293	1,320	1,489	1,519	1,367	1,375	1,417	1,434	1,434	1,434	
調査実施時期	870	871	871	821	821	822	822	821	821	821	821	820	820	820	820	
	2018年4月	2019年12月	2019年4月	2019年4月	2019年4月	2019年4月	2019年4月	2021年6月	2021年6月	2019年4月	2020年7月	2020年7月	2020年7月	2020年7月	2020年7月	

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2022年6月現在



## 2022年度最賃アクション家計簿調査支決算状況

★暮らし（愛知：955円）

2022/6/29

国の標準生計費 (2021年4月)	30,060	44,700	5,160	23,600	11,200	31,984	146,704	168,080	21,376	食料費…食料／住居関係費…住居、光熱、水道、家具・家事用品／被服・履物費…被服及 び履物／雜費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽／雜費Ⅱ…その他消費支出 (諸雜費、こづかい、交際費、仕送り金)
県(名古屋市)の標準生計費 (2021年4月)	31,610	41,120	5,780	24,770	9,160	31,984	144,424	168,080	23,656	※税金・保険料については最賃額での収入を基にした試算値。
愛知県(名古屋市)在住若年層 男性の最低生計費 (2015年)	38,457	58,990	9,222	42,564	30,150	47,562	226,945	168,080	-58,865	住居費には、家賃は48,000円(名古屋市内の生活保護・住宅扶助特別基準額)とし、加えて 国と愛知県の標準生計費に合わせ光熱・水道費、家具・家事用品などが入る。
番号	性別	食費	住居費 (固定)	被服・ 履物費	雜費Ⅰ	雜費Ⅱ	税金 保険料	支出合計	最賃額	収支決算
1	男	35,900	48,000	0	24,000	55,000	31,984	194,884	168,080	-26,804
2	不明	23,930	48,000	9,000	9,400	10,300	31,984	132,614	168,080	35,466
3	男	86,500	48,000	21,000	24,000	42,000	31,984	253,484	168,080	-85,404
4	男	24,580	48,000	14,000	3,500	8,700	31,984	130,764	168,080	37,316
5	女	14,450	48,000	3,000	14,500	33,000	31,984	144,934	168,080	23,146
6	男	41,944	48,000	0	7,120	128,130	31,984	257,178	168,080	-89,098
7	女	27,345	48,000	0	9,760	3,295	31,984	120,384	168,080	47,696
8	男	37,346	48,000	8,789	12,327	10,839	31,984	149,285	168,080	18,795
9	男	16,964	48,000	0	42,217	15,719	31,984	154,884	168,080	13,196
10	男	12,938	48,000	0	606	10,630	31,984	104,158	168,080	63,922
11	女	31,010	48,000	1,188	29,645	20,473	31,984	162,300	168,080	5,780
12	女	19,221	48,000	0	38,721	4,772	31,984	142,698	168,080	25,382
13	女	32,217	48,000	21,950	27,510	72,430	31,984	234,091	168,080	-66,011
14	女	29,891	48,000	14,080	56,702	0	31,984	180,657	168,080	-12,577
15	女	19,020	48,000	35,940	31,630	104,000	31,984	270,574	168,080	-102,494



番号	性別	食費	住居費(固定)	被服・履物費	雜費 I	雜費 II	税金 保険料	支出合計	最賃額	収支決算	コメント
16	男	22,500	48,000	0	5,000	14,000	31,984	121,484	168,080	46,596	2月は豚肉とキムチぐらいか食べていないため、食費は少ない。こんな生活でも残金が少なくなる。給料を上げてほしい。
17	男	17,807	48,000	15,068	22,597	100	31,984	135,556	168,080	32,524	平日は買い物をしないために支出が少ないが、土日は支出が多くなる。車で送迎してもらったり、食事をおごってもらったりしているため、本当に支払う必要があると思う。
18	女	41,609	48,000	7,040	20,575	22,029	31,984	171,237	168,080	-3,157	コロナの影響も有り服装も買っていない出掛けていない。にもかかわらず、食費が思ったより高くてビックリ。特別高級なものも買っておらず、最近の物価高を感じた。
19	女	34,822	48,000	7,446	28,606	21,473	31,984	172,331	168,080	-4,251	記載なし
20	男	42,070	48,000	0	17,110	78,400	31,984	217,564	168,080	-49,484	正直節約してしまったので、実際はもっと予算オーバーになっていたはず。毎月の固定費を見直そうと思った。



# 全国一律最低賃金制の実現求める国会請願署名 紹介議員名簿

## 紹介議員

	議員氏名	会派	衆・参	選挙区名	2019	2020	2021	2022
1	衛藤征士郎	自民	衆	大分2	○	○	○	○
2	務台 俊介	自民	衆	(比)北陸信越	○	○	○	
3	江崎 鐵磨	自民	衆	愛知10		○	○	
4	泉田 裕彦	自民	衆	(比)北陸信越	○	○		
5	今枝 宗一郎	自民	衆	愛知14		○		
6	藤丸 敏	自民	衆	福岡7		○		
7	伊藤 忠彦	自民	衆	愛知8		○		
8	長坂 康正	自民	衆	愛知9		○	○	
9	神田 憲次	自民	衆	愛知5				NEW
10	中川 貴元	自民	衆	(比)東海				NEW
11	岩屋 毅	自民	衆	大分3				NEW
12	塙川 鉄也	共産	衆	(比)北関東	○	○	○	○
13	宮本 徹	共産	衆	(比)東京	○	○	○	○
14	穀田 恵二	共産	衆	(比)近畿	○	○	○	○
15	田村 貴昭	共産	衆	(比)九州		○	○	○
16	本村 伸子	共産	衆	(比)東海		○	○	○
17	笠井 亮	共産	衆	(比)東京		○	○	○
18	高橋 千鶴子	共産	衆	(比)東北	○	○	○	○
19	志位 和夫	共産	衆	(比)南関東		○	○	○
20	赤嶺 政賢	共産	衆	沖縄1	○	○	○	○
21	宮本 たけし	共産	衆	(比)近畿				NEW
22	倉林 明子	共産	參	京都	○	○	○	○
23	伊藤 岳	共産	參	埼玉		○	○	○
24	吉良 よし子	共産	參	東京	○	○	○	○
25	山添 拓	共産	參	東京	○	○	○	○
26	井上 哲士	共産	參	比例	○	○	○	○
27	山下 芳生	共産	參	比例	○	○	○	○
28	市田 忠義	共産	參	比例	○	○	○	○
29	紙 智子	共産	參	比例		○	○	○
30	小池 晃	共産	參	比例	○	○	○	○
31	大門 実紀史	共産	參	比例	○	○	○	○
32	田村 智子	共産	參	比例	○	○	○	○
33	武田 良介	共産	參	比例	○	○	○	○
34	岩渕 友	共産	參	比例		○	○	○
35	岸本 周平	国民	衆	和歌山1			○	○
36	長友 慎治	国民	衆	(比)九州				NEW
37	舟山 康江	国民	參	山形	○	○	○	○
38	芳賀 道也	国民	參	山形		○	○	○
39	福島 みづほ	社民・立	參	比例	○	○	○	○
40	大石 あきこ	れいわ	衆	(比)近畿				NEW
41	船後 靖彦	れいわ	參	比例		○	○	○
42	木村 英子	れいわ	參	比例		○	○	○
43	福島 伸享	有志	衆	茨城1				NEW
44	海江田 万里	無	衆	(比)東京				※
45	高良 鉄美	沖縄	參	沖縄		○	○	○
46	伊波 洋一	沖縄	參	沖縄	○		○	○
47	嘉田 由紀子	碧水	參	滋賀		○	○	○
48	ながえ 孝子	碧水	參	愛媛		○	○	○
49	寺田 静	無	參	秋田		○	○	○
50	小川 淳也	立憲	衆	香川1	○	○	○	○
51	柚木 道義	立憲	衆	岡山4	○	○	○	○
52	岡本 あき子	立憲	衆	(比)東北	○	○	○	○
53	山崎 誠	立憲	衆	(比)南関東		○	○	○
54	篠原 豪	立憲	衆	神奈川1		○	○	○

2022年厚労委員 ※海江田議員は応諾したが衆院副議長のため署名提出はなし

自民	11	れいわ	3	3年間の推移
共産	23	無所属・沖縄・碧水・有志	7	19年 45
国民	4	立憲	71	20年 83
社民	1	合計	120	21年 110

## 賛同議員

	議員氏名	会派	衆・参	選挙区名	2019	2020	2021	2022
1	浅川 義治	維新	衆	(比)南関東			●	
2	おおつき 紅葉	立憲	衆	(比)北海道			●	
3	勝部 賢志	立憲	參	北海道			●	
3	難波 捷二	立憲	參	比例			●	

全労連・国民春闘共同委員会 2022年5月11日現在

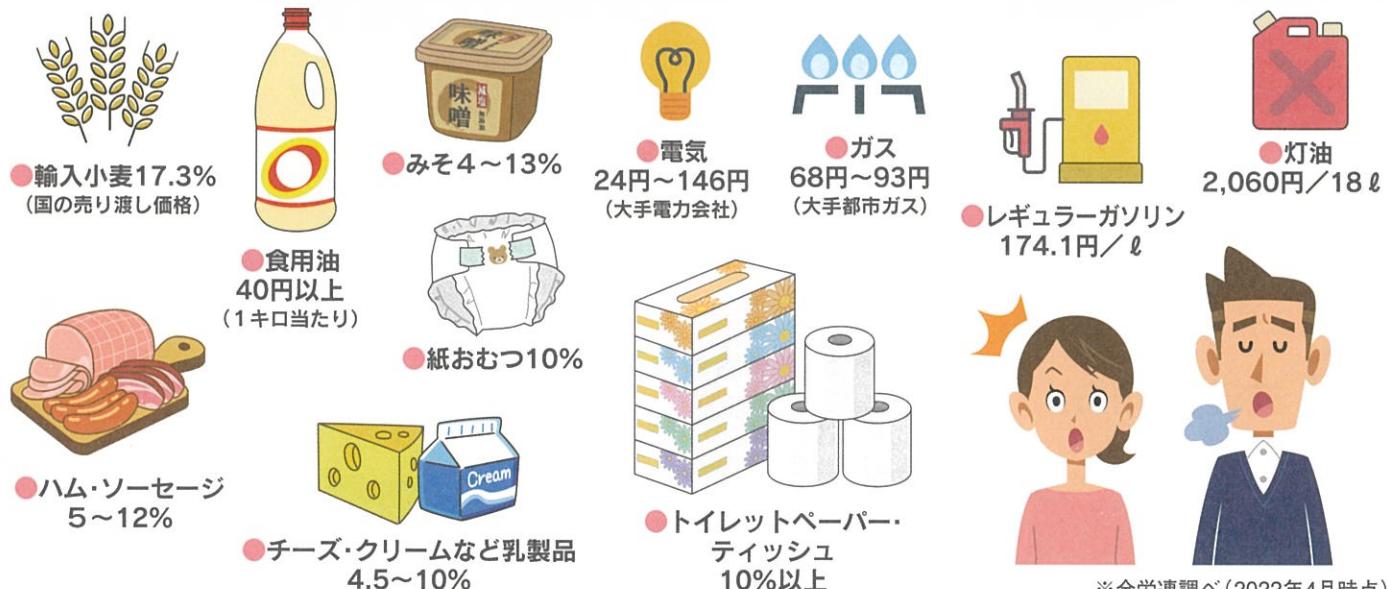
	議員氏名	会派	衆・参	選挙区名	2019	2020	2021	2022
55	神谷 裕	立憲	衆	(比)北海道	○	○	○	○
56	大河原 雅子	立憲	衆	(比)東京	○	○	○	○
57	末松 義規	立憲	衆	東京19	○		○	○
58	近藤 昭一	立憲	衆	愛知3	○	○	○	○
59	阿部 知子	立憲	衆	神奈川12	○	○	○	○
60	早稻田 夕季	立憲	衆	神奈川4	○	○	○	○
61	福田 昭夫	立憲	衆	栃木2	○	○	○	○
62	逢坂 誠二	立憲	衆	北海道8	○	○	○	○
63	吉田 統彦	立憲	衆	(比)東海		○	○	○
64	桜井 周	立憲	衆	(比)近畿		○	○	○
65	重徳 和彦	立憲	衆	愛知12		○	○	○
66	中島 克仁	立憲	衆	(比)南関東	○	○	○	○
67	吉川 元	立憲	衆	(比)九州	○	○	○	○
68	青山 大人	立憲	衆	(比)北関東		○	○	○
69	牧 義夫	立憲	衆	(比)東海		○	○	○
70	奥野 総一郎	立憲	衆	千葉9	○	○	○	○
71	森田 俊和	立憲	衆	(比)北関東		○	○	○
72	小沢 一郎	立憲	衆	(比)東北	○	○	○	○
73	白石 洋一	立憲	衆	(比)四国	○	○	○	○
74	下条 みつ	立憲	衆	長野2	○	○	○	○
75	寺田 学	立憲	衆	(比)東北		○	○	○
76	田嶋 要	立憲	衆	(比)南関東	○			○
77	道下 大樹	立憲	衆	北海道1			○	○
78	石川 香織	立憲	衆	北海道11			○	○
79	菅 直人	立憲	衆	東京18			○	○
80	菊田 真紀子	立憲	衆	新潟4			○	○
81	中川 正春	立憲	衆	(比)東海			○	○
82	青柳 陽一郎	立憲	衆	(比)南関東			○	○
83	松原 仁	立憲	衆	東京3			○	○
84	篠原 孝	立憲	衆	(比)北陸信越			○	○
85	小宮山 泰子	立憲	衆	(比)北関東			○	○
86	小熊 慎司	立憲	衆	福島4			○	○
87	谷田川 元	立憲	衆	(比)南関東			○	○
88	階 猛	立憲	衆	岩手1			○	○
89	笠 浩史	立憲	衆	神奈川9			○	○
90	末次 精一	立憲	衆	(比)九州				NEW
91	鎌田 さゆり	立憲	衆	宮城2				NEW
92	山岡 達丸	立憲	衆	北海道9				NEW
93	源馬 謙太郎	立憲	衆	静岡8				NEW
94	渡辺 創	立憲	衆	宮崎1				NEW
95	徳永 久志	立憲	衆	(比)近畿				NEW
96	森山 浩行	立憲	衆	(比)近畿				NEW
97	坂本 祐之輔	立憲	衆	埼玉10				NEW
98	新垣 邦男	立憲・無	衆	沖縄2				NEW
99	手塚 よしお	立憲	衆	東京5				NEW
100	落合 貴之	立憲	衆	東京6				NEW
101	松木 けんこう	立憲	衆	北海道2				NEW
102	神津 たけし	立憲	衆	(比)北陸信越				NEW
103	太 ひでし	立憲	衆	神奈川13				NEW
104	藤岡 隆雄	立憲	衆	(比)北関東				NEW
105	中村 喜四郎	立憲	衆	(比)北関東				NEW
106	野間 健	立憲	衆	鹿児島3区				NEW
107	川田 龍平	立憲	參	比例			○	○
108	石垣 のりこ	立憲	參	宮城			○	○
109	打越 さく良	立憲	參	新潟			○	○
110	野田 国義	立憲	參	福岡			○	○
111	杉尾 秀哉	立憲	參	長野	○	○	○	○
112	横沢 高徳	立憲	參	岩手	○	○	○	○
113	森 ゆうこ	立憲	參	新潟		○	○	○
114	田名部 匠代	立憲	參	青森		○	○	○
115	古賀 之士	立憲	參	福岡		○	○	○
116	木戸口 英司	立憲	參	岩手			○	○
117	真山 勇一	立憲	參	神奈川			○	○
118	徳永 エリ	立憲	參	北海道				NEW
119	長浜 博行	立憲	參	千葉				NEW
120	羽田 次郎	立憲	參	長野				NEW



# なぜ最賃アップが必要なの？それは…

# 人間らしい生活と仕事の土台だから

◆物価上昇の中で暮らしを支える「最低賃金」の大幅引き上げを！



※全労連調べ(2022年4月時点)

## 最低賃金の引き上げ率を上回る値上げ

この春から電気やガス料金のほか、食品や生活必需品が続々と値上げ…。背景には石油や小麦など燃料や原材料価格の高騰があります。ロシアによるウクライナ侵略によって、天然ガスや小麦などは今後も価格上昇が続くと予測されています。最低賃金は昨年、平均で3.1%引き上げられましたが、物価や社会保障の負担はそれを上回る勢いで上がっています。

## 労働組合に入って賃金と労働条件を改善しよう

物価高のなかで私たちの暮らしを支えるためには「賃上げ」が必要です。

賃金は、経営者（使用者）の善意で上がるものではありません。私たち働く人自身が「賃金上げろ」「休みを増やせ」の声をあげなければ実現できません。そのために「労働組合」があります。労働組合に入って賃金と労働条件を改善しませんか？

## 中小企業への支援で、地域経済の活性化を

最低賃金の大幅な引き上げは、労働者の購買力を高め、地域経済の活性化につながります。最低賃金を1,500円に引き上げると、家計消費が16.3兆円、国内生産が43兆円増えると試算されています（労働総研「2022春闘提言」）。

私たちは、最低賃金の引き上げに必要な中小企業支援策を「提言」としてまとめ、中小企業団体との懇談をすすめています。

### 直接支援

- ① 助成金の支給
- ② 社会保険料の減免

### 公正取引

- ① 適正取引の実現
- ② 独占禁止法の改正
- ③ 下請代金支払遅延法の履行確保と法改正

### 地域循環

- ① 社会保障分野の中小企業支援
- ② 有効需要の創出
- ③ 公契約法の制定など

もっと詳しく知りたい方はコチラから！



全労連HP 政策提言



# 地域間では年収40万円の賃金格差!

でも、地方も首都圏も生計費はいっしょ!



住まい(地方)  
約37,000円  
交通費(地方)  
約34,000円

たすと  
71,000円

食費  
約40,000円

服・靴・マフラー  
など衣類  
約6,000円

娯楽や教養  
約25,000円



水道・光熱費  
約8,000円

沖縄

月額24.6万円必要  
最低賃金820円

だから

月額24.9万円必要  
最低賃金1,041円

東京

たすと  
70,000円

住まい(東京都・北区)  
約58,000円  
交通費(東京都・北区)  
約12,000円

## 地域間格差をなくそう!

昨年改定された最低賃金は820円から1,041円でその格差は221円です。

月150時間労働の場合、年収では約40万円の格差になります。



だれもが、平和で、人間らしく働き、暮らせる社会へ



国民春闘共同委員会・全労連

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4

TEL 03-5842-5621 FAX 03-5842-5622

(2022.4)

# 全国一律最低賃金で地域活性化

## ～中小企業支援の提言～

2022年1月 全国労働組合総連合

### はじめに

全労連は、全国一律最低賃金の実現を求めて、政府に法改正を求めていきます。しかしその実現には、中小企業庁などによる現在のような支援策では不十分です。2020年に中間報告をとりまとめてから以降、経営者団体のみなさんなどとの懇談を重ね、最低賃金の引き上げを進めるために必要な中小企業に対して行うべき政策について提言としてとりまとめるに至りました。

詳しくは本文を参照していただくこととし、概要をご紹介します。

1

直接支援

2

公正取引

3

地域循環

### 提言の第一 直接支援

中小企業が最低賃金の引き上げによって手元資金が不足しないよう直接的に助成金を支給するほか、大きな負担となっている社会保険料の減免を行うことが必要です。

#### ① 助成金の支給

全労連は、最低賃金を全国一律で1,500円に引き上げることを求めていきます。現在、沖縄県と高知県では最低賃金が820円、一番高い東京でも1,041円です。最低賃金の引き上げで個々の事業に悪影響を及ぼしません。少なくとも、最低賃金引上げの確定に伴い、当座の資金として時間単価300円×150時間×12月=54万円を助成します（必要予算額2兆7千億円）。

#### ② 社会保険料の減免

企業経営が赤字であっても毎月納入しなければならないのが、社会保険料です。賃金引き上げに伴い、さらに企業の負担も増えます。中小企業については、厚生年金保険料、健康保険料の事業主負担額の3割を国が負担することとします（必要予算額4兆円弱）

#### ③ 財源

中小企業支援に必要な財源は、防衛費（5兆円）の削減と大企業の内部留保に対する課税でまかなうこととします。

## 提言の第二 公正取引

何よりも大切なことは公正取引の実現。賃金引き上げに伴う単価引き上げなどが適正に行われるようする必要があります。

### ① 適正取引の実現

最低賃金の引上げ等に伴い、買いたたき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしづ寄せが生じないよう、取引の公正化を推進することが必要です。親企業による不当なしづ寄せを許さない公正で適正な取引の実現を求めます。

### ② 独占禁止法の改正

労働組合と締結した賃金協定について、独占禁止法の「カルテル」として違法とならないよう適用除外する法改正を求めます。

### ③ 下請代金支払遅延法の履行確保と法改正

下請企業が申告するハードルは高いといえます。相談がしやすい窓口と迅速な処理が行われるよう公正取引委員会の体制拡充を求めます。また、プラットフォームなどを規制対象とする法改正を求めます。

## 提言の第三 地域循環

経済活動において、東京や国外にほとんどの利益が流出するのではなく、地域で可能な限り循環させるとりくみが必要です。

### ① 社会保障分野の中小企業支援

社会保障分野、とりわけ介護分野は中小企業が大半です。賃金引き上げを図るため、公的価格の引き上げなどを求めます。

### ② 有効需要の創出

地域経済を循環させるため、インフラ整備などで国・自治体による計画的な発注を求めます。

### ③ 関係法の改正

小規模企業振興法、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律などの改正を求めます。また、公契約法の制定を求めます。

### ④ 地域金融機関の強化

地域に密着した金融機関は、融資だけでなく経営支援を様々な形で機動的に行うことが可能です。地域密着の金融機関を強化することが必要です。

全 国 労 働 組 合 総 連 合

〒113-8634 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4 階

TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620



# 最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を

## 全国一律最賃で経済の好循環を求める提言（最終報告）

2022年01月

全国労働組合総連合

全労連は、2014年4月に「中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による経済好循環の実現を」と題する提言を行った。15国民春闘では、最低賃金・公契約・公務賃金改善など「社会的な賃金闘争」を大きく位置づけ、新たに「全国一律最賃制の実現を求める法改正署名」を開始した。15年秋からは法改正署名のとりくみを通年化するとともに、「地域活性化大運動」を提起し、賃金の底上げと中小企業支援の抜本的な強化を重点に、地域の労働組合や経済団体、商店街をはじめ諸団体との対話・懇談運動などを推進してきた。

2016年7月に開催した第28回大会では、「全国最賃アクションプラン」を策定し、全国一律最賃制の創設に向けた集中的なとりくみを展開した。2018年には、Dランクの28県で目安を上回る改定がなされ、地域間格差の拡大に対する地方の反乱が起こった。さらに2019年の最低賃金改定では、目安改定においてランク別の目安額でC、Dランクと同じ額としたほか、各県の審議会で目安を上回る改訂が行われ、これ以上の地域間格差を拡大させないという明確なメッセージが出されるに至った。

国会においても、大部分の政党が2019年の参議院議員選挙で最低賃金の引き上げ・全国一律に言及し、2021年の総選挙では、野党四党が最賃1500円をかかげるなど「最賃アクションプラン」をとりくんできた全労連の粘り強いとりくみの成果が現れている。

しかし、大きく広がった地域間格差は正には、多くの壁が立ちはだかっている。とりわけ、低い水準の県において、急激な引上げが中小零細企業の経営を圧迫しているとの声が高まっており、全労連と経営者団体との懇談においても、中小企業支援策が欠かせない課題となっている。

日本経済の鍵を握る中小企業を活性化させるには、個人消費を拡大させなければならない。そのためには、全国一律最賃制を確立させて多数の労働者の賃金を引き上げ、地域経済の好循環を図ることが必要だと考える。

したがって、具体的な中小企業支援策について春闘で経営団体との懇談を呼びかけた。地方組織や単産が懇談するに際し、全労連の中小企業支援策を示すことが必要と大きな期待が寄せられた。2020年7月に中間報告としてとりまとめてからこれまでの間、経営者団体や国會議員などとの懇談を中央・地方でとりくんできた。懇談では、全労連が示した提言に対し、多くの期待と意見が寄せられた。

こうした声と今日的な中小企業をとりまく環境などもふまえ、現時点における中小企業支援策をとりまとめた。最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環が図られ、誰もが豊かな社会生活を送ることができるよう、本提言が関係各所で活用されることを願う。

### 1. 中小企業をとりまく経済情勢

2020年のコロナパンデミックは、日本はもとより、世界各国の経済に大きな影響を与えた。

コロナパンデミック以降では、経済状況の様相が大きく異なっているものの、日本では労働者の実質賃金が低下をし続ける構造に変化は起きていない。同じパンデミックに見舞われた欧米諸国では、政府による賃金引上げが積極的に行われている。一方で日本では、物価上昇分を超える賃金引き上げとはなっておらず、税・社会保険料の上昇も加わって実質賃金が低下し続ける国際的にも異常な状況が続いている。

労働者だけではなく、中小企業の状況も厳しさを増す一方となっている。国や自治体による支援が期待できない中、地域を支え、雇用する労働者の生活を守るため、経営者の苦難が続いている。中小企業は日本経済を支えるとともに地域経済の要であり、地域活性化には中小企業に対する支援を拡充し、経済の好循環を生み出すことが求められている。

## 2. 最低賃金改定状況

経済成長に欠かせない賃金の上昇が進まない中、政府は、最低賃金について加重平均で早期に 1000 円をめざすとし、中央最低賃金審議会は政府の目標達成に向けて引上げを図っている。

しかし、地域間の格差は依然として大きく、全国一律 1500 円以上をめざす全労連との隔たりは大きい。一方で、2019 年に自民党内に「最賃一元化議員連盟」が発足するなど、地域間格差の是正を求める政治的な動きも強まっている。全労連主催の全国一律最賃を求める院内集会には、自民党を含む多数の政党から国会議員が参加するなど、関心の高さも示され全労連が進めてきた運動の正しさが示された。

また、最低賃金の引き上げが行われても雇用に悪影響を与えることはない、そのことは、アメリカニュージャージー州の実証研究でも証明されており、内閣府も資料を示している。最低賃金の引き上げが雇用の拡大につながっている。

## 3. 現行の中小企業支援策

中小企業に対する支援策は、中小企業庁がとりまとめており、その内容は「経営サポート」「金融サポート」「財務サポート」「商業・地域サポート」「分野別サポート」と多岐にわたる。施策の概要を紹介するために作成されているガイドブックは、2021 年版で 344 ページにも及ぶものとなっている。

施策を実行する 2020 年度予算では、コロナ対策により 2 兆 2834 億円もの補正予算が組まれたが、当初予算は 1,117 億円に過ぎない。

全労連の要求で実現した業務改善助成金は、最低賃金の引き上げへの対応が図られるような制度として創設されたが、自民党政権による改悪によって生産性向上の条件がつけられるとともに賃金引き上げへの直接的な助成金から変貌した使い勝手の悪いものとなっている。同様にキャリアアップ助成金も十分に活用されていないなど、予算が使い切れておらず、制度の周知も不十分となっている。

中小企業庁は、2021 年版中小企業白書の中で感染症の流行で多くの中小企業が厳しい状況にあるとしたが、倒産件数が低く抑えられているなど各種の支援策が功を奏しているとした。しかしながら、廃棄件数の増加傾向などをふまえ引き続き留意が必要とし、「変化を好機」と捉えてデジタル化を図るなど事業の見直しなどを推奨している。また、生産性を 5% 向上させる目標を掲げるとともに、公正な取引の実現もめざしている。

なお経団連は、2020 年度の経営労働委員会報告において、サプライチェーンを構成する企業間の連携にとどめ、公正な取引の実現や国による中小企業予算の拡充には触れていない。

## 4. 全労連の考える中小企業支援策

全労連は、全国一律最賃制の実現及び最低賃金の大幅引き上げを求めて運動を進めてきた。運動では、全国各地で生計費の実態調査も行い、地域にかかわらず 25 才単身労働者で時間単価 1500 円以上が必要であることを明らかにした。最低賃金を 1500 円以上とするには、労働者の大多数が雇用されている中小企業における状況を見ておかなければならない。

中小企業は、全企業 359 万社の 99.7% を占めており、中小企業に従事する労働者も 68.8% (2016 年経済センサス) と雇用でも大きな位置を占めている。

最低賃金額の引上げでは、最低賃金引き上げの影響率が 2008 年度の 2.7% から、2019 年度には 16.3% へと急上昇してきたが、2019 年度の目安額が示されなかったことにより、2020 年度の影響率は 4.7% となった。引上額が高くなれば、多くの労働者に直接影響する。最低賃金引き上げの影響力の高まりとともに、多くの中小企業から経営への懸念と引上げに対する支援の必要性が確認できる。

全労連は、地域経済活性化の鍵を握るのは労働者の個人消費拡大と考えており、そのためには賃金の上昇が欠かせない。雇用の大部分を占める中小企業に対し、賃金上昇につながるような支援策を充実させるべきと考える。

## 5. 支援策の充実で地域経済の活性化

以上述べてきたが、アベノミクスによって大規模な金融緩和が行われてきたが、中小企業の経営環境はむしろ悪化している。東京商工リサーチによれば、「コロナ関連の経営破綻」が増加しており、その多くは中小零細企業となっている。経営体力が弱い中小企業に対し、大企業は内部留保を増加させており、二極化が一段と進んでいる。新自由主義に基づく政策の推進とアメリカの圧力によって大店法が廃止され、大店立地法へと改悪されたことにより、地域経済の中心であった商店街が衰退してきた。昨今では、地方百貨店や進出してきた大型ショッピングセンターなどが次々と撤退しているため、消費者はもとより地域が大きな影響を受けている。

中小企業に対する支援には、大企業との取引条件の適正化とともに、直接的支援、税制をはじめとする間接的支援、自治体による有効需要の創設などが求められる。また、臨時の措置と恒常的措置とを組み合わせながら、地域に応じた支援策も考えなければならない。いずれにしても、中小企業それぞれの特性を活かすこと、地域に根ざす企業が多いことから、地域との関係を強化することで地域経済の活性化にも結びつけていくことが求められる。

その具体化として全労連は、①中小企業予算の増額、②賃上げをした中小企業への直接補助及び保険料などの減免、③大企業との公正な取引の実現、④地域における中小企業向けの有効需要の創設などを図ることが必要と考え、以下のとおり提言する。

### | 中小企業予算の増額

#### 1. 中小企業対策予算の増額

産業の核であり、雇用の最大の担い手である中小企業の存在にふさわしい予算・対策費用を計上すること。そのため、大幅に予算規模を拡大することを求める。なお、経済の循環が進むことにより、予算規模の縮小が可能になると予測されるため、最低賃金引き上げに伴う当面の間と考える。

2020年賃金構造統計調査・企業規模別に働く労働者の賃金では、中企業（100～999人）・男331,700円、女253,100円、小企業（10～99人）・男302,400円、女232,900円となっている。

また、2020年経済センサスによると、事業者の従業者規模では、1～299人規模の従業者数の事業所が98.8%（注：出向・派遣事業者のみの事業所が1.0%ある）を占め、従業者数はおよそ4,400万人となっている。

最低賃金を1,500円に引き上げた場合、月間の所定労働時間が150時間（年1,800時間の月割り時間）としても225,000円となることから、小企業の女性労働者の平均賃金を上回る。全体への波及効果を考え月額で4万円ほどの引上げと仮定すると、賃金総額は1兆9600億円の増加となり、社会保険料収入は大幅な増額となる。中小企業の負担が大きいことから、使用者負担分を国の負担とした場合、増加分だけで約4,900億円の予算が必要となる。

本提言では、後述するが助成金や社会保険料の減免などで5兆円の予算が必要となる。なお、最低賃金の引き上げによって経済効果が見込まれるため、予算は暫時縮小される。

山口県労連は、2021年7月5日に行った記者会見において、最低賃金引き上げによる経済効果試算結果を公表している。山口県で最低賃金を1,500円に引き上げた場合、時間あたり賃金が1,000円未満の県内労働者23.1万人と1,500円未満43.4万人を対象に算定し、賃金増加額のうち消費支出増などから、生産誘発額が2811.9億円にのぼるほか、税収も国・地方合わせて353.4億円増加すると試算した。

労働総研では、毎年の春闘提言において、産業連関表を活用した賃上げや最低賃金引き上げによる経済波及効果を試算している。2021年春闘提言によると、最賃1500円引き上げに必要な原資は17兆円であるが、経済誘発額は国内生産誘発額26.7兆円と付加価値誘発額12.95兆円に及ぶ。また、169.45万人の雇用増や2.48兆円の税収増につながっている。

なお、お隣の韓国では、30人未満の事業所に対し、社会保険加入を条件として賃金を直接補填するための予算を4兆ウォン確保したほか、企業規模4人以下では社会保険料の9割、5人から9人の企業で8割を国が支援する制度を実施している。また、フランスでも中小企業の社会保険料負担を軽減する制度を導入している。

## II 中小企業への直接支援

### 1. 最低賃金引き上げへの対応

(1) 最低賃金引き上げに対する直接的支援として、助成金を支給すること

最低賃金引き上げの影響度合いが高まっている。現行の業務改善助成金は生産性向上のための設備投資などを行った上で最低賃金を引き上げた事業所に対する助成措置となっている。しかしながら、利用する事業所が少数にとどまっており、申請が難しいなどの声が多い。利用拡大に向け、要件緩和などを進めることが求められる。

最低賃金水準で労働者を雇用している事業所は、そもそも経営的に余裕があると考えられないことから、法定の最低賃金引き上げにより、賃金の改善を行わなければならない事業所に対し経営状態などを勘案して、事業規模に応じた助成を行うものに改正するよう求める。

(2) 助成金に必要な財源試算

必要な財源は、2021年改定最低賃金の加重平均が930円であることから、1,500円との差額は570円となる。また、厚生労働省の2020年賃金構造統計調査によると、短時間労働者の1時間あたり賃金は、男女計で1,412円となっている。これから、1時間あたりの助成額は300円として、月150時間労働で1人あたり45,000円、年額は54万円を助成額として計上する。

厚生労働省の「賃金分布に関する資料」（都道府県別・総合指数順）で、東京都でも1,500円未満の労働者が150万人近く存在し、鳥取県でも10万人程度存在する。ただし、当該労働者には、大企業で働く労働者も多数存在している。本提言では、全国一律最低賃金の実現、及び1,500円への引き上げ実現に向けた中小企業に対する助成措置として考えるため、大企業は除外する。それでも相当数の労働者が対象になると考えられ、年額54万円とすれば500万人で2兆7,000億円の財源が必要となる。

### （3）助成金の前渡支給

助成金の支給については、現行制度が一定期間の賃金支払後に申請・支給となっているため、中小企業にとっては引き上げるための資金を自ら準備しなければならない。地域金融機関を通じた融資制度の活用なども考えられるが、持続可能な社会の実現、地域経済の好循環につなげるため、賃金引き上げに必要な資金を事前に提供し、賃金引き上げからスタートさせることが必要だと考える。

そのため、中小企業に対し、賃金引き上げのための助成金を最低賃金改定時に国から前渡して支給する制度として創設し、対象労働者1人あたり年額90万円を最低賃金引き上げのため支給する。したがって、対象労働者数分相当となる予算額4兆5000億円を計上する必要がある。

なお、助成金支給を契機とした賃金引き上げにより、所得税をはじめとする税・社会保険料の収入が増加することとなる。増加給与に対する所得税率が10%とした場合、年額54万円の増加は単純計算で5.4万円の納税増となる。

## 2. 社会保険料の減免・軽減措置

最低賃金の引き上げは、対象となる労働者の大部分が中小零細企業で働く労働者であることから、経営に多大な影響を与える。そのため、賃金支払が困難との判断が強くなれば、雇用労働者を正規雇用からパート雇用へ切り替えることにつながる危険性が生じる。

これでは、労働者の収入拡大にはつながらず、地域経済にもメリットは生まれない。したがって、賃金を底上げし、正規雇用労働者を拡大させていく方向につなげなければならない。

中小企業の経営者からは、賃金引き上げに伴う社会保険料負担の大きさに対する不安の声が高い。検討に際しては、社会保険料の徴収方法にも着目して必要な支援措置を考える必要がある。また、法人税と違い、利益の有無にかかわらないため、中小企業の負担が大きい。そのため、減免・軽減措置を講ずることが適当と考える。

なお、社会保険料には、年金、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険があり、労働者との折半が原則だが、労災保険は事業主のみ、雇用保険の一部も事業主のみの負担となっている。

### （1）健康保険料

2021年度の健康保険料率は、共通料率が10.0%と設定され、最低が新潟県の9.58%で最高

が佐賀県の 10.73%までとなっている。この保険料率は、医療給付に基づく料率計算を行った上で「年齢調整」と「所得調整」が行われて設定されている。都道府県により保険料の差異は賃金の地域間格差が大きく影響していることから、全国一律の最低賃金を設定し、引き上げることで所得調整を行う必要性が薄れる。

とはいっても、賃金引き上げによって事業主の保険料負担が増えるため、中小企業の負担は大きい。したがって、保険料の事業主負担のうち 25%を国が負担することとする。

全国健康保険協会の事業年報「協会管掌健康保険の適用状況（第一表）」によれば、2019 年 3 月現在で適用事業所数が 222.4 万、被保険者総数が 2375.7 万人、標準報酬額の平均は 290,660 円、標準賞与額の平均は 242,090 円となっている。このため、事業所負担分は年額で 186,500 円となる。したがって、協会管掌健康保険適用事業所の事業所負担分全額を負担するとした場合の財源は、4 兆 4300 億円余りとなる。

## （2）年金保険料

厚生年金保険料は、保険料率の引上げが終了し、2018 年 10 月から 18.3%となっている。労使ともに最大の保険料率となっており、特に負担が大きい。一方で、派遣労働者など厚生年金への加入ではなく、国民年金への加入となっている実態もうまっている。この背景には、経営者に保険料負担が大きいことによる回避意図が働いていると思われる。そのため、厚生年金への加入者拡大にもつながるよう、中小企業の保険料・使用者負担分を一律 50%国が負担することとし、賃金引き上げとともに加入者拡大につなげる。

厚生労働省「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」（2020 年 9 月 1 日現在）によれば、規模 299 人以下の被保険者数は 22,561,081 人となっている。また、規模別の標準報酬月額の平均では、2 人以下が 281,300 円と最低額である一方、100～299 人以下で 297,396 円となっており、大企業も含めた全体平均額 312,822 円よりも低い。なお、5～9 人の標準報酬月額の平均が 307,604 円と一番高いため、当該額を基礎に試算すると、年額で事業所負担額は 34.3 万円余りとなるため、全額で 7 兆 7,400 億円程度となる。

## （3）介護保険料

介護保険料は、協会けんぽで 1.79%とされ、健康保険料と合算して徴収されている。保険料は 40 才以上の労働者から徴収される。

2021 年度の介護保険料率は、1.92%とされている。全国健康保険協会の事業年報「協会管掌健康保険第一表（続）法第 3 条第 2 項被保険者」によれば、被保険者数は 1317.9 万人となっており、標準報酬月額の平均は 317,069 円となっている。したがって、事業主負担分は、年額で 37,097 円となるため、全額を負担する場合の財源は 4,900 億円弱となる。

## （4）労災保険料

労災保険は、業種別に料率が設定されており、1000 分の 2.5～88 までとなっている。これは業種による災害発生率を勘案しているためである。そのため、業種内でも公平性を保つ観点から、労災事故の有無によって保険料率が変動するメリットシステムも導入されている。さらに、中小企業に対しては、建設の事業や有期事業などを除き、特例メリット制も設けられ、最大で 45%保険料が減額される。

労災保険の趣旨は、勤務中の災害を補償することであり保険料の減免で事業主責任が軽減されるわけではない。賃金が引き上げられることにより、保険料収入が増えれば収支が改善され、

全体的な保険料率引き下げが可能となる。また、保険料率の計算で労災事故によるメリット制が導入されていることもあり、保険料を国が負担することによる軽減措置をとることは技術的・事務的にも困難性が高いと考える。

#### (5) 雇用保険料の負担軽減

雇用保険は、失業者に対する基本手当支給や育児・介護などの雇用継続給付を柱として、雇用安定事業として事業主へ助成金を支給している。そのため、保険料は一般の事業主が 1000 分 9、農林水産・清酒製造の事業が 1000 分の 11、建設の事業が 1000 分の 12 となっている。

雇用保険料は、失業給付・雇用継続給付及び雇用安定事業などのための保険料であり、賃金の引き上げによって保険料収入が増大し、収支が改善されて保険料の引き下げが可能となる。

保険料を国が負担することによる軽減措置をとることは技術的・事務的にも困難性が高いことから、失業者に対する給付改善、助成金の拡充のため、国庫負担を拡大することを求める。

したがって、失業給付に関する保険料については、国庫負担の拡大による対応を求める。

ただし、雇用安定事業として徴収される事業主負担分については、雇用調整助成金などの事業所を対象とする給付金であるため、企業負担の軽減を検討することが必要と考える。したがって、雇用安定事業にかかる中小企業に対する保険料は免除対象とする。

#### (6) 負担軽減案とそれに伴う財源について

以上の通り、社会保険料に関する中小企業の負担軽減は、事業主負担分からどの程度軽減するかによる。試算した社会保険額の総額は 13 兆円となっており、全額免除とするには財政負担が余りにも大きいといわざるを得ない。単年度の負担軽減では済まされない課題でもあり、政治的な決断・判断が必要となる。

これらをふまえ、恒常に負担軽減を図る必要があるとの立場から、社会保険料の一括 3 割減免とし、4 兆円弱の予算確保を提言する。

社会保険制度は、保険料収入と国庫負担で保険制度の目的である給付を行うのであり、単純に考えれば国庫負担を一律に増やせばいいだけの話である。

しかし、財政全体を考えたとき、国庫負担を増やすことは収入となる税金の徴収を増やすことにつながるものであり、つまるところ中小企業経営者も労働者も負担が増えることとなる。問題は、大企業と中小企業との格差であり、格差を是正する政策とセットで進めることが重要となる。

そのため、税制として次の項で述べることも必要だが、社会保険料の減免などに必要な財源は、大企業に対する法人税減税の見直し、所得税の最高税率見直し等によって貢うことが必要と考える。加えて、増額し続けている防衛費を削減し、中小企業支援の予算に回すべきと考える。なお、時限的に内部留保課税も検討を始める必要がある。

### 3. 税制改正など

#### (1) 消費税法の見直し

消費税の引き上げにより、中小零細企業の廃業などが相次いでいることから、速やかに税率を 5 % に引き下げ、廃止をめざす。

また、インボイス制度も負担が大きいことから、インボイス制度の導入見送りを求める。

## （2）「所得拡大促進税制」

現行制度には、賃上げを実施する企業に対する税制上の優遇措置として、「中小企業向け所得拡大促進税制」がある。継続雇用者給与等支給額が前年度比より1.5%以上増加した場合、増加額の15%を税額控除できる。なお、前年度比で2.5%以上増加させた場合は、25%を税額控除できる。ただし、法人税額の20%が上限となっているため、増加額の50%を法人税額から控除するよう求める。

## （3）事業承継税制など

事業承継については、中小企業庁による相談対応、「事業引継支援センター」の設置、「事業承継補助金」、「税制措置（非上場株式等にかかる相続税免除、事業用資産の承継にかかる相続税・贈与税の納税猶予・免除など）」「経営承継円滑化法による総合的支援」などが行われている。

相続税・贈与税の納税猶予・免除措置について、2028年12月31日までとなっている期限措置を延長もしくは恒久措置とすることを求める。また、総合的支援窓口の拡充を求める。

## III 公正な取引の実現

### 1. 適正取引の実現

#### （1）低価格入札の防止（下請法の活用）

印刷業界では、重層下請構造で最下層にあたる製本業者にしわ寄せがなされ、最盛期から70%もの事業者の減少となっているため、業界の存続さえ危ぶまれている。口頭契約、後指値、支払の先延ばし、過剰なクレームによる返品ややり直しがまかり通り、公正取引委員会にも訴えることができないなど深刻な実態にある。この点では、（株）帝国データバンクが行った「令和元年度取引条件改善状況に関する調査等事業」の結果においても、発注者に対し取引対価の協議を申し入れることができない下請事業者が、61%にも上ることで示されている。さらに、中小企業家同友会全国協議会が2019年12月に行った消費増税による影響アンケートにおいて、消費税増税分を価格に転嫁できなかったと回答した割合が55%になっていることからも示されている。したがって、低価格入札の防止が必要であり、下請代金支払遅延防止法の履行確保を図るなどにより、防止措置を実効あるものとしていくこと必要と考える。

また、純粹持ち株会社の解禁によって企業買収が日常化しているが、買収された企業がダンピングを行って適正価格での受注を破壊する行為も行われている。さらに、優越的地位の濫用で買いたたきなどが禁止されているものの、契約時における見積もりに際し、適正な利潤が保障されるような契約ができない現実がある。そのため、価格の設定などについて、業界ごとに適正な価格が示される必要がある。

公正取引委員会は、2021年9月8日に最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプランにおいて、「最低賃金の引上げ等に伴い、買いたたき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、「価格交渉促進月間」における活動の一環として、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を次のとおり取りまとめ、対策の強化に取り組む。さらに、これらの対応強化の成果を踏まえつつ、更なる取組を検討・実施していく」とした。

同時に、「買いたたき」の指導実績が多い業種やコロナ禍において特に影響が出ているとされる業種、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を重点としている。また、9月の「価格交渉促進月間」における中小企業庁をはじめとした関係省庁による取組、公正取引委員会が親事業者に対して違反行為の改善を求める指導等を行う際に交付する注意喚起文書において、最低賃金の引き上げを含む労務費や原材料価格の上昇に関連する注意事項を加え、不当なしづ寄せを行わないよう強く要請するとしている。

こうしたことが行われるとしても、現実には不十分といわざるを得ない。実効性を高めるためには、罰金額の大幅な引き上げなど実効性の確保が欠かせない。また、厚労省と中小企業庁における通報制度が十分に活用されていない。何よりも、労働基準監督官と下請Gメンの職員数が圧倒的に不足している。体制を拡充し、公正な取引環境を整備することが求められる。不適正な事例については、関係省庁が連携を密にし、公正な取引環境の醸成に努めることが求められる。

公正な取引は事業者間の問題だけではなく、労働者との間でも必要であることは同じことであり、労働者との間で定められる最低賃金は、公正な取引にもつながることは疑いない。したがって、経営者が「買いたたき」など不当なしづ寄せを受けていると考えられる場合は、労働組合から積極的に告発する。

## （2）フリーランサーやプラットフォームへの規制について

フリーランサーが増加していくことに対し、労働法での保護を強めるのか事業者としての保護を強めるべきかについては、意見が分かれる。事業者と労働者では、立場・考え方方が相違することをふまえつつ、ケースに応じて検討する。

労働法の原則は、実態に応じ判断されることから、指揮命令など従属性が強ければ労働者となる。しかし、従属性が弱いとなても、取引に関して対等とはいえないことから、事業者であっても何らかの保護を行うことが求められる。

したがって、労働者としての判断されない場合であっても、労働者に対する賃金支払などで保護される水準に必要な経費相当分を加味した額が保障されなければ、下請法に反するとして、反則金の徴収など罰則を加えることを求める。

プラットフォームについては、発注者と仲介者が存在する。発注者が国外の場合もあり、使用者責任を問うことが困難なケースもある。また、いずれも国内に存在するとは限らない。国境を簡単に越えるシステムであることをふまえ、国際的な取り決めを行うよう政府に求めるとともに、国内法による規制法の創設を求める。

## （3）最低賃金引き上げによる他の政策への波及

船員については、地方運輸局ごとに最低報酬額が定められているが、全国一律最低賃金制度の導入により、同じく全国一律制度への移行を行うことが必要となる。

建設業では、労務単価が指標とされており、タクシー業界では規制緩和による過当競争を規制する方向への転換が図られたほか、物流・運輸業界においても「働き方改革」の流れの中で、国土交通省と厚生労働省、業界などが一体となって「標準的な運賃の告示制度」による運賃がブロック別に設定された。

したがって、業界と関係省庁が一体となって最低報酬額などを検討することは可能と考える。適正価格の設定は、企業規模間の競争を公平・公正なものとすることにもつながると考えられ、労働者の働き方改革にもつながるものであり、すべての業界で検討を開始することを求める。

事業者はものをいうと契約を切られるという不安があることから、公正な取引を求め労働組合が声を上げることが重要といえる。

なお、最低賃金の引き上げは多くの政策などに影響する。例えば、生活保護費、基礎年金支給額、休業補償など労災給付、家内労賃や自家労賃、農産物に対する最低価格保障制度など多くの制度に影響を与えることは間違いない。

## 2. 「独占禁止法」の改正

独占禁止法では、事業者団体による協定を「カルテル」として競争の制限となる行為を禁止している。

しかしながら、フリーランサーの拡大など「雇用によらない働き方」の拡大が政府によって進められるようとする中、当該事業に従事するものの権利保護を図るため、独占禁止法による制限禁止を除外する規定を活用することが考えられる。

なお、業界団体と労働組合が締結する賃金協定が独禁法に違反するとして、業界団体が締結を拒否した事例があるが、全労連と公正取引委員会との交渉において、賃金協定は独禁法に違反しないとの回答を得ており、何ら問題とならない。

また、フリーランサーによる協同組合設立による価格協定を行うことは可能だと考えられる。しかし、規定は事業者による協同組合の行為となるため、個々の企業における労働者との賃金協定は対象とはなっていない。

規模 30 人以下の零細業者が適正価格維持のため、労働組合と締結した賃金協定と連動した価格協定については、独占禁止法の「カルテル」の適用除外とするよう改正を求める。

## 3. 「下請代金支払遅延等防止法」の履行確保と法改正

### (1) 法の履行確保

コロナ感染拡大による経済状況もふまえ、公正取引委員会事務総長と中小企業長官が連名で 2021 年 3 月 31 日に関係事業者団体に要請文書を交付した。

要請された内容は、

- ①下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。
- ②手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
- ③下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60 日以内とすること。
- ④前記 1 から 3 までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね 3 年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

以上の通りとした。

下請代金支払遅延防止法第 2 条の 2 にもとづき定められている指針では、「下請代金の減額」「返品」「買いたたき」などが禁止されている。このため、公正取引委員会では中小企業

者専用相談窓口を開設し、情報の提供を呼びかけている。

厳正な対処はもちろんだが、相談対応や迅速な処理には、公正取引委員会の行政体制を拡充しなければならない。法の履行を確保するため、公正取引委員会の拡充を求める。

## （2）下請代金支払遅延等防止法の改正

下請代金支払遅延等防止法は、法人たる個人または資本金または出資がされている事業者となっていることから、個人請負として業務を行っている軽貨物業者やプラットフォームなどが対象外とされている。

急速なデジタル化の中、このような形態で働く個人が増加しており、支払に関する紛争も増加している。弱い立場にある個人請負労働者を保護するため、対象範囲を見直し、法改正を行うよう求める。

# IV 地域における有効需要の創出

## 1. 社会保障分野の中小企業への支援

地域における有効需要の創設では、公共投資を中心として考えられてきたが、建設業に従事する労働者数は減少を続けており、医療・福祉・介護分野に従事する労働者が増加し続けている。特に、公務・公共サービスの民間委託が進められてきたこともあるが、これらの分野で働く労働者の賃金は、公務員労働者の賃金を参考にしつつも診療報酬や介護報酬など保険制度による制約を受けている。

これらの点から、これまで全労連としてとりくんできたが、社会保険の診療報酬・介護報酬などの改定を国に迫ることも重要となっている。なお、医療・福祉産業は関係する産業が多く、地域経済への波及効果も高く、特に介護分野では中小企業が多いことから、支援策を強化すべきである。

保育の分野でも同様であり、運営費の増額がなければ保育士の賃金改善は進まない。劣悪な労働条件が保育士不足の原因でもあり、運営費の増額で賃金引上げを求める。また、後述するように公契約条例の役割も重要である。

## 2. 中小企業振興条例の制定

中小企業振興条例の制定が進展（理念条例を含む）しているが、中小企業振興、地域経済の活性化の施策を具体化する「円卓会議」を設置するなど、実効性の担保が課題となっている。

そのため、自治体による中小企業への発注等を義務づける等の対策が求められるが、引き続き、すべての自治体で中小企業振興条例が制定されるよう求める。

※ 振興条例の制定状況 2019年9月現在 458自治体（全労連調べ）

## 3. 有効需要の創出

大規模災害の発生に伴う復旧・復興において、建築技術者の不足による遅れが顕著となっている。また、トンネルや橋などのインフラが老朽化で通行できない状態が相次いでいるほか、

水道管などの老朽化対策が進んでいない実態がある。

こうした事態を改善するとともに、社会生活にとって欠かせないインフラを整備することは、持続可能な社会を構築する上で欠かせないことで有り、長期にわたる計画的な工事を行うことが求められる。同時に、長期にわたる計画的なインフラ整備は、技術者の育成と「地消地産」にもつながる。

こうしたインフラなどの整備は、気象条件をはじめ地域に応じた計画と対策が求められるため、国による支援を元に、地方自治体が主体となって住民とともに計画を樹立し、実行することが求められる。この際、予算単年度主義による工事発注などではなく、耐用年数や減価償却なども考慮した限界工事量を設定し、長期にわたる計画的な発注を行うことが求められる。

#### 4. 中小企業への優先発注

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条「国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るために基本的な方針を作成するものとする」を実践することが求められる。

具体的には、低価格入札を防止するため、発注単価の計算に最低制限価格を必ず導入する。その積算においては、従事する労働者の労働時間を勘案するものとし、国において発注単価を示すこととする。

また、公共事業の発注においては、地方自治法施行令に基づく「地域要件」の設定を行う発注事業を50%以上とする。さらに、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」による中小企業者の受注機会を確保するため、80%以上の受注機会を確保する。

なお、国・自治体などが発注する場合における入札参加資格において、中小企業が参加できる範囲を拡大するため、分割発注を増加させるとともに、設定金額の引き下げを求める。

#### 5. 「公契約法」ならびに「公契約条例」の制定

国などが行う契約、調達、役務などでは、従事する労働者の賃金についての考慮はなされておらず、入札が繰り返されることにより、当該事業に従事する労働者の賃金が低水準、最低賃金水準に据え置かれ、官製ワーキングプアの温床との批判がなされている。また、事業者からも健全な経営が成り立たないとの批判もあり、公契約条例を制定し、労働者の賃金水準や経営に対する配慮を行う地方公共団体が増加している。しかし、依然として多くの自治体及び国においては、財政事情を理由とした低価格での落札が相次いでおり、労働者の賃金が低水準に据え置かれるなど問題は山積している。そのため世田谷区などでは、労働報酬下限額を設定している。

2016年に公共サービス基本法が制定されているが、実質的に機能していないことから、従事する労働者の賃金を重視した「公契約法」及び「公契約条例」の制定及び労働報酬下限額の設定が求められる。

#### 6. 「小規模企業振興基本法」の改正

コロナ感染拡大による経済状況もふまえ、公正取引委員会事務総長と中小企業長官が連名で2021年3月31日に関係事業者団体に要請文書を交付した。要請された内容は、今般改正され

た「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」にも盛り込まれている。

具体的には、

①下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。

②手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。

③下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。

④前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

下請中小企業振興法の振興基準については、①手形払いの現金化などの支払条件の見直しなどを進める。②親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を60日以内に支払う。型が下請事業者のもとに留まるなどの場合に、代金の支払い方法について十分協議することとし、親事業者は、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める。③親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わない。やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。④親事業者は事業承継の円滑化に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう、積極的な役割を果たす。⑤BCPの策定、BCMの実施に努める。下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知する。親事業者は、下請事業者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努めることを定めている。なお、振興基準の改正案に対するパブリックコメントにおいて、「労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう」との文言を削除する提案が行われていたが、労働総研の指摘により文言の削除は取り消されている。

以上をふまえ、「小規模企業振興基本法」において、下請企業振興法が定める「振興基準」を条文に付加し、下請け事業者に不利益な契約に対するコスト負担などを定める。

また、2016年に最低賃金の引き上げなどによる影響を加味して対価を決定するよう振興基準の改善が行われており、活用することが求められる。小規模企業以外の下請企業に対する振興基準に反するような取引に対し、中小企業庁による監視体制の強化、親企業に対する指導など行政処分を強化する。

## 7. 「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」の改正

第4条により事業協同組合等が労働環境の「改善計画」を策定し、認可を受けることによって助成措置を受けることができることとされている。これら助成金については、申請が複雑であることなどから、簡素化や要件の緩和などを求める。

加えて、「独占禁止法」第22条の活用を図るには、「中小企業等協同組合法」に基づく届け出などを必要としているため、手続きの簡素化など要件緩和を求める。

## 8. 地域金融機関による経営支援

帯広信用金庫では、地域貢献マスタートップランを定め、中小企業向けの具体的支援を図る地域経済振興部を設置し、10名体制で中小企業の悩みや課題解決を図っている。そして、6つの課題、①市場ニーズ、消費者ニーズを捉えた「売れる商品づくり」（相談会、商談会）、②より付加価値の高い「儲かる商品づくり」（共同研究、相談会）、③国内外の「販路の開拓・拡大」（セミナー、商談会）、④十勝の次代を担う「人材の育成」（地元高校生応援PJ、経営塾）、⑤産学官・農商工と金融や地域間の「連携システムづくり」（酒文化再現・しお創り・チーズの共同熟成庫・落花生PJ）、⑥「産業クラスターの形成」を解決するため、包括的、体系的に、継続的な支援活動をシームレスに展開している。

これにより、地元高校生による「十勝の未来づくり応援プロジェクト」や「とかち酒文化再現プロジェクト」、「ナチュラルチーズ共同熟成庫」などがとりくまれ、大きな成果を上げており、全国からも注目されている。地域金融機関による経営支援は融資制度にとどまらず、地域と一体となった経営支援策をとることが求められる。

しかし、自己資本比率による金融機関規制が強められ、日銀によるマイナス金利が地域金融機関の経営を追い詰めている上、支店の統廃合や地域金融機関の合併などが金融庁によって強制的に進められている。

最低賃金の引き上げは、中小零細企業の経営に多大な影響を与えることから、密接な関係にある地域金融機関を強化・重視すべきであり、金融政策においても政策の方向転換が求められる。

## V 地域循環型経済体制の構築

新型コロナウイルス感染症により、一定の地域内で人々の暮らしのが成り立つことの重要性が再認識されている。そのことは、国民や事業者等が地域に納めた税金が地域内で再投資されることにより、住環境の充実へつなげることで人々の暮らしを豊かにする地域循環型経済体制の構築の必要性を示唆するものである。

地域循環型経済体制構築のためには、住民の消費行動が地域内に本拠を置く事業者等に対して行われることが前提となる。しかし、地域内事業者は地域外から進出している事業者に比べ価格競争などの体力面で劣勢であることも事実であり、この点を解決することが大きな課題となる。

この課題に対する具体的な対応策は、地域の自治体と連携して、①地域内事業者等を利用した場合の消費者に対する優遇策を事業者への支援を通じて行う。②地域内事業所で働く労働者に対する税制の優遇を行う。③地域外の事業者等に対しては、その事業所で計上された収益に相当する税金を納めるよう要請する。などである。特に③については事実上地域外事業者への規制強化となるが、地域の住民の暮らしを守る観点から不可欠と考える。

これらの政策が実現することで、上記Ⅰ～Ⅳの政策の効果をより高めることにもつながり、全体として地域経済の活性化に寄与するものと考える。

以上

# 愛知県最低賃金引き上げの地域経済効果試算 (概要)

2021年7月7日 愛労連最低賃金・公契約問題対策委員会  
(愛知県労働組合総連合)

## 1. 試算の目的

愛知県最低賃金を1,500円に引き上げた場合の地域経済効果（家計消費支出増額、生産誘発額、付加価値誘発額、生産増加に伴う就業者・雇用者増、税収増）を試算し、最低賃金の引き上げの有力な根拠の一つにする。

## 2. 資料と方法

### (1) 試算に用いた主な資料

愛知県『2015年愛知県産業連関表』(2020年12月公表・2021年3月修正版公表)、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』の特別集計(2019年、愛知県分)、厚生労働省『毎月勤労統計調査地方調査結果』(2019年、愛知県分)、総務省『就業構造基本調査』(2017年、愛知県分)、総務省『全国家計構造調査』(2019年、愛知県分)、「国民所得に対する租税負担率の国際比較」(財務省総合政策研究所『財政金融統計月報』2020年5月)など

### (2) 方法

- ①『賃金構造基本統計調査』の特別集計などから、時給1,500円未満の愛知県内労働者数を推計(附属資料 第1表の1・2)
- ②それら労働者の時給を1,500円に引き上げた場合の総賃金増額を計算(第1表の1・2)
- ③『全国家計構造調査』により、総賃金増額のうち、税や社会保険料などを除いた家計消費支出の増額を推計(第2表の1)
- ④愛知県産業連関表により、生産誘発額(県内生産増加額)、付加価値誘発額(県内付加価値増加額)、就業者数および雇用者数の増加を計算(第3表の1~第4表の2)
- ⑤「国民所得に対する租税負担率の国際比較」より、付加価値に対する国税と地方税の割合を求め、国と地方(愛知県地域)の税収増を推計(第5表)

## 3. 試算結果の概要

(1)時給1,500円未満の愛知県内労働者数：約188万人(愛知県内労働者の約50.2%)

(2)上記労働者の時給を1,500円に引き上げた場合の総賃金増額：約1兆1,224億円

\*企業が負担する法定福利費の増加分：約1,583億円

うち中小企業(従業者299人以下)の増加分：約712億円

(3)総賃金増額から税や社会保険料などを除いた家計消費支出の増額：約9,509億円、

うち県内消費支出は約5,917億円(年収250万~300万円未満の勤労者世帯で計算)

\*年収300万円以上の勤労者世帯で計算した場合と比べ、約2,787億円多い

(4)①生産誘発額(県内生産増加額)：約8,505億円、

\*上位10部門(不動産部門を除く)：商業(卸売・小売業)、対個人サービス、金融・保険、対事業所サービス、情報通信、運輸・郵便、医療・福祉、飲食料品製造、教育・研究、自動車製造

②付加価値誘発額（県内付加価値増加額）：約 5,413 億円（付加価値は、生産活動によって新たに生み出された価値で、雇用者所得や営業余剰などからなる）

③就業者数（個人業者・家族従業者・雇用者数）の増加：約 45,018 人、

④雇用者数（有給役員・常用雇用者・臨時・日雇雇用者数）の増加：約 41,394 人

\* 上位 10 部門：対個人サービス、商業、対事業所サービス、医療・福祉、金融・保険、運輸・郵便、不動産、情報通信、教育・研究、飲食料品製造

※部門別に生産効果と雇用効果を見れば、最低賃金を引き上げることにより、地域密着型の産業の生産と雇用が相対的に多く増加することを示しており、その主な担い手は中小企業と思われる。

(5)国と地方（愛知県地域）の税収増：約 1,018 億円（国税約 623 億円、地方税約 395 億円）

\* 中小企業の法定福利費増加分（約 712 億円）への財政的支援は十分可能

# 愛知県最低賃金引き上げの地域経済効果試算

2021年7月7日

愛労連最低賃金・公契約問題対策委員会  
(愛知県労働組合総連合)

## 目次

### 概要

1. 試算の目的
2. 試算結果
  - (1) 時間当たり賃金（時給）1,500円未満の労働者数
  - (2) 愛知県最低賃金を1,500円に引き上げた場合の総賃金増加額
  - (3) 家計消費支出の増加額
  - (4) 生産および付加価値誘発額、就業者数および雇用者数の増加
  - (5) 国と地方（愛知県地域）の税収増

附属資料（第1表の1～第5表）

### 【概要】

愛知県最低賃金<sup>1</sup>を1,500円に引き上げた場合の地域経済効果（家計消費支出＝最終需要増加額、生産誘発額<sup>2</sup>、付加価値誘発額、生産増加に伴う就業者・雇用者増、税収増）を、統計資料（主2019年）と愛知県産業連関表（2015年）により試算したところ、下記の結果が得られた。

- ①時給1,500円未満の愛知県内労働者数：約188万人
- ②上記労働者の時給を1,500円に引き上げた場合の総賃金増加額：約1兆1,224億円
- ③総賃金増加額のうち、税や社会保険料などを除いて消費に回る額、つまり家計消費支出の増加額：約9,509億円（うち県内消費支出は約5,917億円）
- ④生産誘発額（県内生産増加額）：約8,505億円、  
付加価値誘発額（県内付加価値増加額）：約5,413億円（付加価値は、生産活動によって新たに生み出された価値で、雇用者所得や営業余剰などからなる）
- 就業者数の増加：約45,018人、雇用者数の増加：約41,394人
- ⑤国と地方（愛知県地域）の税収増：約1,018億円

### 1. 試算の目的

愛知県最低賃金の引き上げは、労働時間と労働者数が大幅に減少しない限り、愛知県に

1 現在の愛知県最低賃金は、2020年10月1日改定された927円である。

2 生産誘発額は、雇用者所得（賃金・給与等）など家計を通じて消費支出される最終需要の増加による誘発額である。企業に過剰在庫が存在せず、需要に対しては、常に生産を行って供給するものと仮定されている（愛知県『産業連関表分析ツール』の「産業連関分析上の注意点」2021年3月5日公表による）。

おいて現行最賃水準近傍（未満を含む）で働く労働者層全体の賃金額を増加させ、さらに、それら労働者層全体の消費を増やすことによって、愛知県の生産・雇用・税収増へと波及し、地域経済の好循環と財政の健全化に寄与することになる。2020年12月に公表された最新の愛知県産業連関表（2015年）<sup>3</sup>によって、愛知県最低賃金を1,500円に引き上げた場合の愛知県地域への経済効果を試算し、最低賃金引き上げの有力な根拠の一つにする。

## 2. 試算結果

労働運動総合研究所による簡略な分析方法<sup>4</sup>を参考にして、愛知県最低賃金を1,500円に引き上げた場合の経済効果を試算した。試算の時点は2019年である。これは、試算に必要な主要統計調査で、現在公表されているものが2019年の調査結果のためである。なお、愛知県産業連関表は2015年時点であるから、この試算は、愛知県の産業構造が2015年と同じものと仮定されている。

### （1）時間当たり賃金（時給）1,500円未満の労働者数

愛知県最低賃金を1,500円に引き上げた場合の経済効果を試算するには、最初に、時給1,500円未満の労働者が、愛知県内事業所にどれくらいいるかを推計しなければならない。推計に用いる資料は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の特別集計<sup>5</sup>である。この資料は、都道府県別に「時間当たり賃金」<sup>6</sup>（時給）10円刻みで常用労働者数<sup>7</sup>（一般労働者＋短時間労働者）の賃金分布を集計したもので、時給1,500円未満の労働者の概数<sup>8</sup>を把握す

<sup>3</sup> 2021年3月に修正版が公表された。

<sup>4</sup> 労働運動総合研究所「【部内資料】都道府県別最賃引き上げの経済波及効果の計算について」2016年7月20日。同研究所が、2011年の愛知県産業連関表を用いた経済効果の試算は、1,500円未満の労働者数118.3万人、総賃金増加額8,598億円（年間実労働時間1750時間）、家計消費支出増加額4,337億円（消費割合50.44%）であった。今回の試算とは、労働者の推計や消費割合などが異なるので、単純な比較はできない。

<sup>5</sup> 2020（令和2）年度中央最低賃金審議会「目安に関する小委員会」（第2回、2020年7月10日）に、2019（令和元）年「賃金構造基本統計調査」特別集計の時間当たり賃金分布グラフが、都道府県別に提出されている（ただし、500円未満と1,500円以上の労働者数は、グラフから省略されている）。今回、愛知労働局を通じて、このグラフの元になっている集計表を入手した。

<sup>6</sup> この特別集計では、「時間当たり賃金」についての詳しい説明はなされていないが、おそらく厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の「1時間当たり所定内給与額」のことであろう。「1時間当たり所定内給与額」は、6月分の所定内給与額を当月の所定内実労働時間数で除したものである。この所定内給与額は、きまつて支給する現金給与額（基本給・職務手当・精皆勤手当・通勤手当・家族手当・超過労働給与額など）から、超過労働給与額（時間外勤務手当・深夜勤務手当・休日出勤手当・宿日直手当・交替手当）を引いた額であるから、最低賃金の対象に算入されない精皆勤手当・通勤手当・家族手当が含まれている分だけ賃金額が多い。また、所定内実労働時間は、就業規則などで定められている所定労働時間とは異なり、所定内で実際に労働した時間数であるから、たとえば年次有給休暇を取得した時間や欠勤時間などが含まれていない分、所定労働時間より少ない。他方、最低賃金の対象となる時給は、所定内給与額から精皆勤手当・通勤手当・家族手当を引いた額を、所定労働時間で除して求められる。以上のことから、「1時間当たり所定内給与額」は、分子の賃金額が大きく、分母の労働時間が少なくなっているため、最低賃金の対象となる時給よりも高くなっているが、ここでは、「1時間当たり所定内給与額」（＝「時間当たり賃金」）を最低賃金の対象となる時給とみなしている。

<sup>7</sup> 常用労働者は、「期間を定めずに雇われている労働者」または「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」であり、臨時労働者（日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者）を含まない。ただし、法人、団体、組合の代表又は執行機関である重役でも、業務執行権や代表権をもたず、工場長、部長などの役職にあって、一般労働者と同じ給与規則によって給与を受ける場合、または、家族従業者でも、他の労働者とほぼ同じように勤務し、同じような給与を受けている場合には、常用労働者に含まれる。

<sup>8</sup> 賃金構造基本統計調査は抽出調査であり、常用労働者数は、調査した労働者数に復元倍率（抽出率の逆数）を掛けた数であるため、実際の常用労働者数と必ずしも一致せず、概数である。また、同調査の「利用上の一般的注意」によれば、民営事業所（農業・林業・漁業を除く）のみの数値である。なお、常用労働者数は原則として6月30日現在

することができる。同調査の特別集計結果により、愛知県内の民営企業（農業・林業・漁業を除く）に雇用されている時給1,500円未満の常用労働者数を計算すると、1,340,140人となる（附属資料第1表の1の合計欄を参照）。他方、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2019年）によれば、愛知県内の民営企業（農業・林業・漁業を除く）に雇用されている常用労働者数は2,622,450人であるから、時給1,500円未満の常用労働者数（1,340,140人）は、その51.1%を占めることになる。

しかし、上記賃金構造基本統計調査の結果は、常用労働者10人未満の企業を含まないので、厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査結果」（『2019年　あいの勤労』）により、愛知県内事業所（常用労働者1人以上、農業・林業・漁業・一般公務を除く）の常用労働者数を計算すると、3,321,731人<sup>9</sup>である。

さらに、賃金構造基本統計調査も毎月勤労統計調査も農業・林業・漁業や公務労働者（非正規公務労働者も含む）が除外されているので、愛知県の全ての労働者数を把握できていない。通常、公務労働者には最低賃金法が適用されないとされているが、最低賃金が上昇すれば、時間給で雇用される非正規公務員の賃金や正規公務員の初任給も影響を受けるので、公務労働者を含む労働者数をつかむ必要がある。

そこで、総務省「就業構造基本調査」の最新結果（2017年）により、愛知県内の労働者数（正規の職員・従業員と非正規の職員・従業員の計）<sup>10</sup>を計算すると、3,549,600人（①）である。他方、同年の「毎月勤労統計調査地方調査結果」（『2017年　あいの勤労』）により、愛知県内事業所の常用労働者数（1～4人事業所と5人以上事業所の計）を計算すると、3,139,965人（②）である。①は、②より約41万人に多く、②の約1.13倍である。

2019年においても、上記の倍率が変わらないと仮定すれば、2019年における愛知県内の労働者数は、毎月勤労統計調査の常用労働者3,321,731人の1.13倍、すなわち3,753,556人となり、賃金構造基本統計調査の常用労働者2,622,450人の約1.431倍である。同調査の特別集計結果で得られた時給1,500円未満の常用労働者数1,340,140人を1.431倍して、全体の概数を求めると1,917,740（約192万、51.1%）人となる（附属資料第1表の2の合計欄を参照）。

ただし、附属資料第1表の1および第1表の2には、愛知県最低賃金（2019年6月時点では898円）未満の労働者が含まれている。最低賃金未満の労働者としては、最低賃金法第7条による減額特例制度の対象労働者（障害者や断続的労働従事者など）<sup>11</sup>と、最低賃金

---

の状況である。

<sup>9</sup> 1～4人事業所の労働者数が調査されているのは、7月のみであるから、1～4人事業所の常用労働者数102,137人と5人以上の7月調査結果3,219,594人を合計した。常用労働者の定義は、賃金構造基本統計調査と同様である。

<sup>10</sup> 就業構造基本調査は、世帯員を対象として「ふだんの就業・不就業の状態」を5年ごとに調査したもので、会社・団体・個人・官公庁・個人商店などに雇われている者を「雇用者」とし、「会社などの役員」以外の「雇用者」を、勤め先での呼称により「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」に区分している。また、この調査の「雇用者」（労働者）数は愛知県内に居住する労働者数で、愛知県内事業所の労働者数とは異なる。総務省「国勢調査」（2015年、全数調査、最新公表結果）によれば、愛知県内に居住する雇用者は2,998,979人であり、うち他県で従事する者は76,920人（2.56%）と少數で、他県に常住して愛知県に流入（通勤）する者が156,568人である。つまり、愛知県内に居住する労働者よりも愛知県内事業所の労働者の方が多いのであるが、ここでは、愛知県内に居住する労働者数を愛知県内事業所の労働者数とみなしている。

<sup>11</sup> 厚生労働省によれば、減額特例制度は、「一般的の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。(1)精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方、(2)試の使用期間中の方、(3)基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち

法違反の賃金を支給されている労働者が考えられる。減額対象労働者が、愛知県内にどれくらいいるかは資料が公表されていないため不明であるが、一定数存在するはずである。この減額対象労働者を含めて最低賃金未満の労働者数を計算すると、最低賃金引き上げによる総賃金増加額を過大に推計することになる。他方、最低賃金が上がれば、減額対象労働者の最低賃金も上昇するはずだから、減額対象労働者を全て除外して計算すると、総賃金増加額を過小に推計することになる。今回の試算では、やや過小に推計することになるが、減額対象労働者が多いと思われる「時間当たり賃金」区分 890 円未満の労働者数（約 33,000 人=191.7 万人-188.4 万人）を除外することにした<sup>12</sup>。

なお、最低賃金審議の基礎資料の一つとして、愛知労働局により「最低賃金に関する基礎調査」が実施されている。この 2019（令和元）年調査結果（2019 年 8 月 21 日愛知地方最低賃金審議会提出）によれば、時給 1,499 円以下（1,500 円未満）の労働者数は 403,750 人である。上記の約 188 万人あるいは 192 万人と比べると大きな差がある。しかし、この調査は、中小零細企業又は事業所のみを対象としているため、産業も事業所規模も限られており<sup>13</sup>、全体を把握するには妥当でない。数十年前に比べて、非正規労働者の人数も割合も増えてきた現状を考慮すれば、全ての産業や事業所を対象とする調査が必要であろう。

## （2）愛知県最低賃金を 1,500 円に引き上げた場合の総賃金増加額

1) つぎに、時給 890 円以上 1,500 円未満の労働者（約 188 万人）の時給（愛知県最低賃金）を 1,500 円に引き上げた場合の総賃金増加額を求める必要がある。それには、賃金構造基本統計調査の特別集計結果から、時間当たり賃金区分ごとに、時給を 1,500 円に引き上げた場合の時間当たり賃上げ必要額を計算し、それに該当労働者数（1.431 倍した人数）と 2019 年の常用労働者一人平均年間実労働時間（1,690.8 時間）を掛けねばよい。時給を 1,500 円に引き上げた場合の総賃金増加額を求めると、1,122,411,196,934（約 1 兆 1,224 億）円<sup>14</sup>となる（附属資料第 1 表の 1、第 1 表の 2 を参照）。

2) 賃金が上昇すれば、労働者と企業が負担する労働・社会保険料などの法定福利費<sup>15</sup>も増えるため、企業（とくに中小企業）からは、しばしば、最低賃金を上げることによる法定福利費の企業負担分の増加に対する懸念が表明されている。そこで、1) で求めた総賃金増加額（約 1 兆 1,224 億円）に対する法定福利費の増加分を推計してみよう。

厚生労働省「就労条件総合調査」は、常用労働者 30 人以上を雇用する民営企業を対象に、5 年おきに労働費用（企業負担分）<sup>16</sup>を調査しており、最新のものは 2016 年 1 月調査の結果である。これによれば、2015 年（または 2014 会計年度）に、企業が負担した法定福利

厚生労働省令で定める方、(4)軽易な業務に従事する方、(5)断続的労働に従事する方」と説明されている（<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-14.htm>）。

12 減額対象労働者を含む最低賃金未満層の除外については、山口県労働組合総連合・非正規部会の資料（山口県における最低賃金引き上げによる経済効果）を参考にした。

13 調査対象は、製造業・新聞業・出版業（いずれも 100 人未満の事業所）と卸売業・小売業・宿泊業・飲食サービス業・医療・福祉・その他のサービス業（いずれも 30 人未満事業所）である。

14 最低賃金の対象となる賃金には、時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当・一時金（期末手当・賞与）などは含まれないので、時間外勤務や休日出勤などの労働時間や賃金制度の変更がなければ、時給の上昇に連動してそれらの手当・一時金も上がり、この総賃金増加額はさらに増えることになる。

15 労災保険・雇用保険・健康保険・介護保険・年金保険料、子ども・子育て拠出金など。

16 労働費用とは、使用者が労働者を雇用することによって生ずる一切の費用をいい、現金給与のほか法定福利費、法定外福利費、現物給与の費用、退職給付等の費用、教育訓練費、募集費、その他の労働費用が含まれる。

費の現金給与額<sup>17</sup>に対する割合は、14.1%である。この割合をもとに総賃金増加額（約1兆1,224億円）に対する法定福利費の增加分を推計すると、約1,583億円となる。

ただし、この增加分には、中小企業の負担分だけでなく大企業のそれも含まれている。そこで、中小企業の負担分がおおよそどれくらいになるかを推計してみよう。総務省「就業構造基本調査」（2017年）により、愛知県内の従業者規模別雇用者数（会社などの役員を含む）がわかる。ここでは、中小企業基本法第2条第1項の中小企業者の範囲<sup>18</sup>を参考に、中小企業の範囲を広くとり、従業者299人以下を中小企業とみなそう。就業構造基本調査によれば、愛知県内の雇用者数は3,754,400人で、うち従業者299人以下の雇用者数は、1,690,800人（約45.0%）である。雇用者（労働者）1人当たりの法定福利費が大企業と中小企業でほぼ同じと仮定すれば、先の法定福利費の增加分約1,583億円のうち、中小企業の負担分は、約712億円（約45%）となる。

「（5）国と地方（愛知県地域）の税収増」で推計するように、最低賃金引き上げによる税収増は、約1,018億円である。中小企業の法定福利費負担分（約712億円）への支援は、税収増で十分に可能と思われる。

### （3）家計消費支出の増加額

時給を1,500円に引き上げた場合の総賃金の増加（約1兆1,224億円）により、家計消費支出がどれくらい増えるか、それを概算するには、総賃金増加額に「収入に占める消費の割合」（世帯の勤め先収入に占める消費支出の割合%）を掛ければよい。

「収入に占める消費の割合」は、総務省「家計調査」（毎年、毎月実施）または「全国家計構造調査」（旧全国消費実態調査を見直したもの、5年ごと、10月と11月の2か月実施）により求められる。家計調査は、都道府県別に集計しておらず、名古屋市の平均値かつ年収（年間収入）計のデータしか利用できない。都道府県別に年収別データが得られるのは、全国家計構造調査である。最低賃金改定の対象となる労働者は低賃金層であるから、平均値ではなく、年収が低い世帯の「収入に占める消費の割合」を計算した方が良い。

したがって、2019年全国家計構造調査の愛知県分の世帯（単身世帯を含む勤労者世帯）の年収別データ<sup>19</sup>により、時給1,500円で働いた場合の年収（1,500円×1,690.8労働時間=2,536,200円）を含む世帯年収250万～300万円未満層の「収入に占める消費の割合」を求めるとき、84.72%となり、世帯年収300万円以上層の割合（59.88%）と比べて、約25%ポイント、家計調査による名古屋市（年収計の平均）の割合（64.62%）に比して約20%ポイント高くなっている。

総賃金増加額（約1兆1,224億円）に、年収250万～300万円未満層の「収入に占める

17 時間外・休日出勤手当や期末手当・賞与などを含む。

18 ①資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記の②から④までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの、②資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの、③資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの、④資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

19 世帯の年収は、過去1年間（2018年11月～2019年10月）の収入（税込み）で、勤め先からの収入・事業収入（純益）・年金など社会保障給付・利子・配当金などの経常的に得ているものであり、退職金・財産売却による収入・相続した預貯金など一時的な収入は除外されている。

消費の割合」84.72%を掛けると、家計消費支出の増加額は9,508.531（約9,509）億円となる。仮に、年収300万円以上の世帯で約1兆1,224億円の総賃金増加額が生じた場合には、それによる家計消費支出の増加額は、6,721.172（約6,721）億円に減少し、年収250万～300万円未満層との差額は、約2,787億円（率にして約7割）となる。総賃金増加額（約1兆1,224億円）による家計消費支出の増加額は、収入の低い層ほど大きいことがわかるであろう（附属資料第2表の1を参照）。

附属資料第2表の2は、最近20年間（1997年～2017年）における愛知県内雇用者数の年収別推移をしたものである。年収別雇用者数と比率の変化は、時期によっていくらか違いがあるけれども、この20年間を比較すれば、収入の低い雇用者（年収249万円以下の雇用者）が絶対的にも相対的にも増加していることが明らかである。収入の低い雇用者層には、時給1,500円未満層がかなり含まれていると思われる。したがって、最低賃金の引き上げは、これら収入の低い雇用者に大きな影響を及ぼすであろう。

なお、この家計消費支出の増加額（約9,509億円）は、その全てが県内で消費（自給）されるわけではなく、県外での消費支出を含んでいる。したがって、愛知県産業連関表（2015年）の県内自給率0.622327<sup>20</sup>により県内消費支出増加額を求めるとき、約5,917億円となる。

#### （4）生産および付加価値誘発額、就業者数および雇用者数の増加

1) 家計消費支出の増加によってどれくらいの県内生産が誘発されるかを計算するには、愛知県産業連関表（統合大分類43部門）の「最終需要項目別生産誘発係数（民間消費支出）」<sup>21</sup>（1単位の最終需要の増加によって各産業の県内生産額がどのくらい増加したかを表す）に、（3）で求めた家計消費支出の増加額9,508.531（約9,509）億円を掛けばよい。県内の生産誘発額は850,536.1百万円（約8,505億円）となる。

同様に、愛知県産業連関表（統合大分類43部門）の「最終需要項目別付加価値誘発係数（民間消費支出）」（1単位の最終需要の増加によって各産業の県内粗付加価値額がどのくらい増加したかを表す）に家計消費支出の増加額を掛けて、県内付加価値誘発額を計算すると、541,333.9百万円（約5,413億円）である。この付加価値誘発額は、2018年度の県内総生産40兆9372億円（名目、最新の公表値）<sup>22</sup>の約1.32%に相当する（附属資料第3表の1を参照）。

さらに、どの産業部門で県内生産誘発額が多いかを、43部門（附属資料第3表の2）と109部門（同第4表の2）で見てみよう。43部門（分類不能を除く）では、不動産部門が約2,111億円で最上位であるが、附属資料第4表の1で、この不動産部門の内訳を見ると、その生産誘発額の大半は、持家を賃貸住宅に換算した特殊な「住宅賃貸料（帰属家賃）」部門の約1,546億円である（それゆえ、この部門の雇用者増加数は0と表示されている）。

したがって、この不動産部門を除くと、生産誘発額の多い順に、商業（卸売・小売業、

<sup>20</sup> 愛知県統計課『2015年愛知県産業連関表(43部門)』の第8表 その他の分析係数表（その1）県内自給率・移輸入率表。

<sup>21</sup> 「最終需要項目別生産誘発係数（民間消費支出）」は、民間消費支出の構成比（消費パターン）と県内自給率、逆行列係数を組み合わせて計算したもので、この係数を用いると、波及効果における民間消費支出構成比×県内自給率×逆行列係数の行列掛け算の計算を省略できる。

<sup>22</sup> 県内総生産は、愛知県『2018年度 あいちの県民経済計算』2021年1月による。

約 1,253 億円)、対個人サービス<sup>23</sup> (約 841 億円)、金融・保険 (約 621 億円)、対事業所サービス<sup>24</sup> (約 592 億円)、情報通信 (約 503 億円)、運輸・郵便 (約 468 億円)、医療・福祉 (約 460 億円)、飲食料品製造業 (約 320 億円)、教育・研究 (約 237 億円)、自動車製造業 (約 224 億円) が上位 10 産業である (附属資料第 3 表の 2)。自動車製造業が 10 位となっているのは、愛知県において自動車産業が占める位置の大きさを示すものであるが、自動車関連産業が含まれていない、あるいは関連が少ないと推測される対個人サービス業、医療・福祉業、飲食料品製造業、教育・研究業などの生産誘発額が、自動車製造業よりも多いことがわかる。こうした傾向は、109 部門 (住宅賃貸料 (帰属家賃) と分類不能を除く) でも見られ、生産誘発額の多い順に、小売、金融・保険、住宅賃貸料、卸売、通信、飲食サービス、その他の対事業所サービス、教育、医療、食料品製造業の 10 産業となっている (附属資料第 4 表の 2)。これらの産業の多くは、県内自給率が平均 (0.622327) より高く、地域密着型で、その担い手の大半は中小零細企業であろう。

2) 生産が誘発される (増加する) ことにより、どれくらい就業者 (個人業者 + 家族従業者 + 雇用者) や雇用者 (有給役員 + 常用雇用者 + 臨時・日雇雇用者) が増えるかを計算するには、愛知県産業連関表 (統合大分類 43 部門) の「就業係数・雇用係数」(就業者総数・雇用者総数のそれぞれを県内生産額で割ったもの) に、上記で求めた、生産誘発額 850,536.1 百万円 (約 8,505 億円) を掛ければよい。就業者と雇用者の増加数は、それぞれ 45,018 人と 41,394 人である (附属資料第 3 表の 1 を参照)。雇用者増加数 41,394 人は、先に推計した愛知県の労働者数 (3,753,556 人) の約 1.1%に相当する。

生産誘発額の場合と比較しながら、どの産業部門で雇用者増加数が多いかを、43 部門 (附属資料第 3 表の 2) と 109 部門 (同第 4 表の 2) で見てみよう。43 部門で雇用者増加数が多い上位 10 産業は、対個人サービス (13,901 人)、商業 (11,296 人)、対事業所サービス (5,655 人)、医療・福祉 (4,942 人)、金融・保険 (3,278 人)、運輸・郵便 (3,032 人)、不動産 (1,781 人)、情報通信 (1,643 人)、教育・研究 (1,346 人)、飲食料品 (1,116 人) であり、自動車製造業 (377 人) は 12 位となっている。これらの上位 10 産業は、不動産を除けば、いずれも生産誘発額が多い上位 10 産業に含まれている。こうした傾向は 109 部門でもほぼ同様である。

以上のように、産業部門別に生産効果と雇用効果を見れば、最低賃金を引き上げることにより、地域密着型の産業、その主要な担い手である中小企業の生産と雇用が相対的に多く増加することを示しているといえよう。

## (5) 国と地方 (愛知県地域) の税収増

付加価値が誘発される (増加する) ことにより、国と地方 (愛知県地域) の税収がどれくらい増えるかを概算するには、2019 年の国内総生産 (GDP=付加価値) に対する国税と地方税の税率 (それぞれ 11.5% と 7.3%) に、(4) で求めた付加価値誘発額 541,333.9 百万円 (約 5,413 億円) を掛ければよい。計算結果は、国税の増加が 622.5 億円、地方税のそれが 395.1 億円で、計 1,017.6 (約 1,018) 億円の税収増となる (附属資料第 5 表を参照)。

23 対個人サービスには、宿泊業、飲食サービス、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽サービス、その他が含まれる。

24 対事業所サービスには、物品賃貸サービス、広告、自動車整備・機械修理、その他が含まれる。

第1表の1 最低賃金を1,500円に引き上げた場合の賃金増加額

時間当たり賃金区分(円)	中位賃金(円)	時給1,500円と中位賃金の差(円)A	労働者数(人)B	時間当たり賃金増加額(円)=C×年間実労働時間1,690.8 C=A×B	年間賃金増加額(円)=C×年間実労働時間1,690.8
500-510未満	505	995	25	24,875	42,058,650
510-520未満	515	985	25	24,625	41,635,950
520-530未満	525	975	99	96,525	163,204,470
530-540未満	535	965	17	16,405	27,737,574
540-550未満	545	955	0	0	0
550-560未満	555	945	22	20,790	35,151,732
560-570未満	565	935	46	43,010	72,721,308
570-580未満	575	925	220	203,500	344,077,800
580-590未満	585	915	0	0	0
590-600未満	595	905	0	0	0
600-610未満	605	895	93	83,235	140,733,738
610-620未満	615	885	322	284,970	481,827,276
620-630未満	625	875	71	62,125	105,040,950
630-640未満	635	865	116	100,340	169,654,872
640-650未満	645	855	99	84,645	143,117,766
650-660未満	655	845	130	109,850	185,734,380
660-670未満	665	835	0	0	0
670-680未満	675	825	17	14,025	23,713,470
680-690未満	685	815	10	8,150	13,780,020
690-700未満	695	805	46	37,030	62,610,324
700-710未満	705	795	436	346,620	586,065,096
710-720未満	715	785	64	50,240	84,945,792
720-730未満	725	775	240	186,000	314,488,800
730-740未満	735	765	151	115,515	195,312,762
740-750未満	745	755	316	238,580	403,391,064
750-760未満	755	745	116	86,420	146,118,936
760-770未満	765	735	130	95,550	161,555,940
770-780未満	775	725	279	202,275	342,006,570
780-790未満	785	715	253	180,895	305,857,266
790-800未満	795	705	146	102,930	174,034,044
800-810未満	805	695	803	558,085	943,610,118
810-820未満	815	685	385	263,725	445,906,230
820-830未満	825	675	1,392	939,600	1,588,675,680
830-840未満	835	665	1,905	1,266,825	2,141,947,710
840-850未満	845	655	982	643,210	1,087,539,468
850-860未満	855	645	1,970	1,270,650	2,148,415,020
860-870未満	865	635	2,211	1,403,985	2,373,857,838
870-880未満	875	625	3,749	2,343,125	3,961,755,750
880-890未満	885	615	6,129	3,769,335	6,373,191,618
890-900未満	895	605	31,739	19,202,095	32,466,902,226
900-910未満	905	595	67,075	39,909,625	67,479,193,950
910-920未満	915	585	28,114	16,446,690	27,808,063,452
920-930未満	925	575	29,296	16,845,200	28,481,864,160
930-940未満	935	565	25,362	14,329,530	24,228,369,324
940-950未満	945	555	29,568	16,410,240	27,746,433,792
950-960未満	955	545	45,486	24,789,870	41,914,712,196
960-970未満	965	535	26,746	14,309,110	24,193,843,188
970-980未満	975	525	24,870	13,056,750	22,076,352,900
980-990未満	985	515	25,909	13,343,135	22,560,572,658
990-1,000未満	995	505	29,036	14,663,180	24,792,504,744
1,000-1,010未満	1,005	495	48,904	24,207,480	40,930,007,184
1,010-1,020未満	1,015	485	26,393	12,800,605	21,643,262,934
1,020-1,030未満	1,025	475	27,099	12,872,025	21,764,019,870
1,030-1,040未満	1,035	465	23,346	10,855,890	18,355,138,812
1,040-1,050未満	1,045	455	21,071	9,587,305	16,210,215,294
1,050-1,060未満	1,055	445	23,770	10,577,650	17,884,690,620
1,060-1,070未満	1,065	435	21,807	9,486,045	16,039,004,886
1,070-1,080未満	1,075	425	21,612	9,185,100	15,530,167,080
1,080-1,090未満	1,085	415	19,052	7,906,580	13,368,445,464
1,090-1,100未満	1,095	405	19,654	7,959,870	13,458,548,196

第1表の2 総賃金増加額

労働者数(人)B'=B × 1.431	時間当たり賃金増加額(円) =C' × 年間実労働時間1,690.8	年間賃金増加額(円) =C' × 年間実労働時間1,690.8
36	35,596	60,185,928
36	35,238	59,581,044
142	138,127	233,545,597
24	23,476	39,692,468
0	0	0
31	29,750	50,302,128
66	61,547	104,064,192
315	291,209	492,375,332
0	0	0
0	0	0
133	119,109	201,389,979
461	407,792	689,494,832
102	88,901	150,313,599
166	143,587	242,776,122
142	121,127	204,801,523
186	157,195	265,785,898
0	0	0
24	20,070	33,933,976
14	11,663	19,719,209
66	52,990	89,595,374
624	496,013	838,659,152
92	71,893	121,557,428
343	266,166	450,033,473
216	165,302	279,492,562
452	341,408	577,252,613
166	123,667	209,096,197
186	136,732	231,186,550
399	289,456	489,411,402
362	258,861	437,681,748
209	147,293	249,042,717
1,149	798,620	1,350,306,079
551	377,390	638,091,815
1,992	1,344,568	2,273,394,898
2,726	1,812,827	3,065,127,173
1,405	920,434	1,556,268,979
2,819	1,818,300	3,074,381,894
3,164	2,009,103	3,396,990,566
5,365	3,353,012	5,669,272,478
8,771	5,393,918	9,120,037,205
45,419	27,478,198	46,460,137,085
95,984	57,110,673	96,562,726,542
40,231	23,535,213	39,793,338,800
41,923	24,105,481	40,757,547,613
36,293	20,505,557	34,670,796,503
42,312	23,483,053	39,705,146,756
65,090	35,474,304	59,979,953,152
38,274	20,476,336	34,621,389,602
35,589	18,684,209	31,591,261,000
37,076	19,094,026	32,284,179,474
41,551	20,983,011	35,478,074,289
69,982	34,640,904	58,570,840,280
37,768	18,317,666	30,971,509,259
38,779	18,419,868	31,144,312,434
33,408	15,534,779	26,266,203,640
30,153	13,719,433	23,196,818,086
34,015	15,136,617	25,592,992,277
31,206	13,574,530	22,951,815,992
30,927	13,143,878	22,223,669,091
27,263	11,314,316	19,130,245,459
28,125	11,390,574	19,259,182,468

1,100~1,110未満	1,105	395	24,668	9,743,860	16,474,918,488	35,300	13,943,464	23,575,608,356
1,110~1,120未満	1,115	385	19,389	7,464,765	12,621,424,662	27,746	10,682,079	18,061,258,691
1,120~1,130未満	1,125	375	19,551	7,331,625	12,396,311,550	27,977	10,491,555	17,739,121,828
1,130~1,140未満	1,135	365	19,898	7,262,770	12,279,891,516	28,474	10,393,024	17,572,524,759
1,140~1,150未満	1,145	355	18,340	6,510,700	11,008,291,560	26,245	9,316,812	15,752,865,222
1,150~1,160未満	1,155	345	19,464	6,715,080	11,353,857,264	27,853	9,609,279	16,247,369,745
1,160~1,170未満	1,165	335	16,525	5,535,875	9,360,057,450	23,647	7,921,837	13,394,242,211
1,170~1,180未満	1,175	325	17,636	5,731,700	9,691,158,360	25,237	8,202,063	13,868,047,613
1,180~1,190未満	1,185	315	18,716	5,895,540	9,968,179,032	26,783	8,436,518	14,264,464,195
1,190~1,200未満	1,195	305	16,521	5,038,905	8,519,780,574	23,642	7,210,673	12,191,806,001
1,200~1,210未満	1,205	295	20,950	6,180,250	10,449,566,700	29,979	8,843,938	14,953,329,948
1,210~1,220未満	1,215	285	18,113	5,162,205	8,728,256,214	25,920	7,387,115	12,490,134,642
1,220~1,230未満	1,225	275	16,868	4,638,700	7,843,113,960	24,138	6,637,980	11,223,496,077
1,230~1,240未満	1,235	265	14,669	3,887,285	6,572,621,478	20,991	5,562,705	9,405,421,335
1,240~1,250未満	1,245	255	14,260	3,636,300	6,148,256,040	20,406	5,203,545	8,798,154,393
1,250~1,260未満	1,255	245	25,015	6,128,675	10,362,363,690	35,796	8,770,134	14,828,542,440
1,260~1,270未満	1,265	235	15,522	3,647,670	6,167,480,436	22,212	5,219,816	8,825,664,504
1,270~1,280未満	1,275	225	15,035	3,382,875	5,719,765,050	21,515	4,840,894	8,184,983,787
1,280~1,290未満	1,285	215	16,185	3,479,775	5,883,603,570	23,161	4,979,558	8,419,436,709
1,290~1,300未満	1,295	205	15,581	3,194,105	5,400,592,734	22,296	4,570,764	7,728,248,202
1,300~1,310未満	1,305	195	24,640	4,804,800	8,123,955,840	35,260	6,875,669	11,625,380,807
1,310~1,320未満	1,315	185	16,290	3,013,650	5,095,479,420	23,311	4,312,533	7,291,631,050
1,320~1,330未満	1,325	175	14,559	2,547,825	4,307,862,510	20,834	3,645,938	6,164,551,252
1,330~1,340未満	1,335	165	16,175	2,668,875	4,512,533,850	23,146	3,819,160	6,457,435,939
1,340~1,350未満	1,345	155	14,112	2,187,360	3,698,388,288	20,194	3,130,112	5,292,393,640
1,350~1,360未満	1,355	145	16,818	2,438,610	4,123,201,788	24,067	3,489,651	5,900,301,759
1,360~1,370未満	1,365	135	20,685	2,792,475	4,721,516,730	29,600	3,996,032	6,756,490,441
1,370~1,380未満	1,375	125	16,295	2,036,875	3,443,948,250	23,318	2,914,768	4,928,289,946
1,380~1,390未満	1,385	115	15,213	1,749,495	2,958,046,146	21,770	2,503,527	4,232,964,035
1,390~1,400未満	1,395	105	16,413	1,723,365	2,913,865,542	23,487	2,466,135	4,169,741,591
1,400~1,410未満	1,405	95	22,160	2,105,200	3,559,472,160	31,711	3,012,541	5,093,604,661
1,410~1,420未満	1,415	85	16,766	1,425,110	2,409,575,988	23,992	2,039,332	3,448,103,239
1,420~1,430未満	1,425	75	16,500	1,237,500	2,092,365,000	23,612	1,770,863	2,994,174,315
1,430~1,440未満	1,435	65	18,007	1,170,455	1,979,005,314	25,768	1,674,921	2,831,956,604
1,440~1,450未満	1,445	55	11,317	622,435	1,052,413,098	16,195	890,704	1,506,003,143
1,450~1,460未満	1,455	45	16,072	723,240	1,222,854,192	22,999	1,034,956	1,749,904,349
1,460~1,470未満	1,465	35	15,818	553,630	936,077,604	22,636	792,245	1,339,527,051
1,470~1,480未満	1,475	25	17,629	440,725	745,177,830	25,227	630,677	1,066,349,475
1,480~1,490未満	1,485	15	17,699	265,485	448,882,038	25,327	379,909	642,350,196
1,490~1,500未満	1,495	5	15,142	75,710	128,010,468	21,668	108,341	183,182,980
合計			1,340,140	479,173,120	810,185,911,296	1,917,740	685,696,735	1,159,376,039,065
890円未満を除外した合計		約134万人		約8,102億円		約192万人	約1兆1,594億円	
890円未満を除外した合計			1,317,125	463,895,455	784,354,435,314	1,884,806	663,834,396	1,122,411,196,934
890円未満を除外した合計		約132万人		約7,844億円		約188万人	約1兆1,224億円	

(注)

①「時間当たり賃金区分」ごとの労働者数は、愛知労働局を通じて入手した厚生労働省『賃金構造基本統計調査』(2019年)の特別集計(愛知県分)により。

②「中位賃金」は、各賃金区分ごとの中位の賃金額である。

③時間当たり賃金は2019年6月分のものである。この時点の愛知県最低賃金は898円(2018年10月1日改定)であるから、本文で述べたように、表の労働者数は、最低賃金未満層を含んでいる。愛知労働局『最低賃金に関する基礎調査』(2019年6月分賃金などの抽出調査)によれば、調査から復元した全労働者数(606,251人)のうち、最低賃金898円未満の者は3,160人(約0.52%)であった。

④年間実労働時間は、愛知県『2019年 あいちの勤労』(毎月勤労統計調査地方調査年報)の月間平均実労働時間140.9時間(常用労働者5人以上事業所)を年換算したもの。常用労働者には、労働時間の短いパートタイム労働者も含まれている。

第2表の1 最低賃金を1,500円に引き上げた場合の家計消費支出増加額

最低賃金を 1,500円に引き 上げた場合の 総賃金増加額 (億円)A		1世帯当 たりの月 平均消費 支出(円) a	1世帯当 たりの月 平均勤め 先収入 (円)b	収入に占 める消費 の割合 $B=a \div b \times 100$ (%)	家計消費 支出増加 額(億円) $A \times B / 100$ 1万円以下四 捨五入	比率(%)	差額 (億円)
11,224	愛知県 (年収250 万~300 万円未満)	172,631	203,776	84.72	9,508.531	100	-
<b>参考</b>							
11,224	愛知県 (年収300 万円以上 世帯)	270,679	452,020	59.88	6,721.172	70.7	-2,787.4
	名古屋市 (平均)	320,191	495,487	64.62	7,253.114	76.3	-2,255.4

(注)

- ①Aは、第1表の2「年間賃金増加額」の合計欄の金額。
- ②名古屋市の数値a,bは、総務省『家計調査』(2019年、名古屋市、二人以上世帯のうち勤労者世帯)より。
- ③愛知県の数値a,bは、総務省『全国家計構造調査』(2019年、愛知県、単身世帯を含む勤労者世帯)よ

第2表の2 愛知県、年収別雇用者数の推移(1997,2007,2017年)

年間収入	1997年 人	1997年 %	2007年 人	2007年 %	2017年 人	2017年 %	2017年-1997年 増減(人)	2017年-1997年 増減(%)
総数	3,224,000	100	3,583,300	100	3,754,400	100	530,400	
50万円未満	108,000	3.3	153,500	4.3	172,300	4.6	64,300	1.2
50~99万円	365,000	11.3	405,500	11.3	440,800	11.7	75,800	0.4
100~149万円	190,000	5.9	304,000	8.5	345,300	9.2	155,300	3.3
150~199万円	185,000	5.7	220,300	6.1	221,300	5.9	36,300	0.2
200~249万円	274,000	8.5	355,200	9.9	350,700	9.3	76,700	0.8
250~299万円	245,000	7.6	281,300	7.9	261,000	7.0	16,000	-0.6
300~399万円	473,000	14.7	491,400	13.7	535,700	14.3	62,700	-0.4
400~499万円	391,000	12.1	388,400	10.8	418,500	11.1	27,500	-1.0
500~699万円	514,000	15.9	473,500	13.2	510,100	13.6	-3,900	-2.4
700~999万円	336,000	10.4	337,600	9.4	315,000	8.4	-21,000	-2.0
1000万円以上	136,000	4.2	125,800	3.5	139,800	3.7	3,800	-0.5

(注)

- ①総務省『就業構造基本調査』各年版より作成
- ②雇用者数には、「会社などの役員」を含む。
- ③年間収入は、過去1年間に本業から得た(あるいは1年間の見積りの)税込み給与総額で、1997年の区分にそろえた。

第3表の1 生産誘発額・付加価値誘発額と就業・雇用者増加数(43部門)

統合大分類(43部門)		家計消費支出 増加額A (百万円)	生産誘 発係数 (民間消 費支出)	付加価 値誘発 係数(民 間消費)	就業係数 (人/百万 円)D	雇用係数 (人/百万 円)E	生産誘発額 $F=A \times B$ (百万円)	付加価値 誘発額A × C (百万 円)	就業者 増加数 D × F (人)	雇用者 増加数 E × F (人)	
1	01 農業	950,853	0.006845	0.003357	0.241516	0.037141	6,508.6	3,192.0	1,572	242	
2	02 林業	950,853	0.000074	0.000051	0.309507	0.106590	70.4	48.5	22	8	
3	03 漁業	950,853	0.000528	0.000236	0.103751	0.031278	502.1	224.4	52	16	
4	06 鉱業	950,853	0.000091	0.000045	0.055077	0.052699	86.5	42.8	5	5	
5	11 飲食料品	950,853	0.033672	0.012554	0.035884	0.034851	32,017.1	11,937.0	1,149	1,116	
6	15 織維製品	950,853	0.001860	0.000750	0.114258	0.079411	1,768.6	713.1	202	140	
7	16 パルプ・紙・木製品	950,853	0.001949	0.000713	0.053391	0.045258	1,853.2	678.0	99	84	
8	20 化学製品	950,853	0.002608	0.000870	0.013868	0.013824	2,479.8	827.2	34	34	
9	21 石油・石炭製品	950,853	0.010929	0.003352	0.001010	0.001010	10,391.9	3,187.3	10	10	
10	22 プラスチック製品	950,853	0.002747	0.000983	0.047522	0.045488	2,612.0	934.7	124	119	
11	23 ゴム製品	950,853	0.001363	0.000639	0.036382	0.034247	1,296.0	607.6	47	44	
12	24 陶磁器	950,853	0.000017	0.000008	0.077759	0.058837	16.2	7.6	1	1	
13	25 その他の窯業・土石製品	950,853	0.000290	0.000145	0.044575	0.042045	275.7	137.9	12	12	
14	26 鉄鋼	950,853	0.001301	0.000355	0.010167	0.009865	1,237.1	337.6	13	12	
15	27 非鉄金属	950,853	0.000466	0.000076	0.014371	0.013526	443.1	72.3	6	6	
16	28 金属製品	950,853	0.001907	0.000813	0.072490	0.066606	1,813.3	773.0	131	121	
17	29 はん用機械	950,853	0.000260	0.000111	0.035687	0.034569	247.2	105.5	9	9	
18	30 生産用機械	950,853	0.000332	0.000156	0.042722	0.040236	315.7	148.3	13	13	
19	31 業務用機械	950,853	0.000484	0.000181	0.015220	0.014918	460.2	172.1	7	7	
20	32 電子部品	950,853	0.000601	0.000237	0.028739	0.028242	571.5	225.4	16	16	
21	33 電気機械	950,853	0.003766	0.001359	0.028272	0.027473	3,580.9	1,292.2	101	98	
22	34 情報通信機器	950,853	0.000669	0.000238	0.026462	0.026382	636.1	226.3	17	17	
23	35 自動車	950,853	0.023555	0.005406	0.016973	0.016849	22,397.3	5,140.3	380	377	
24	36 航空機	950,853	0.000057	0.000025	0.026282	0.026278	54.2	23.8	1	1	
25	37 その他の輸送機械	950,853	0.000685	0.000224	0.028200	0.027795	651.3	213.0	18	18	
26	39 その他の製造工業製品	950,853	0.005118	0.002339	0.062124	0.053236	4,866.5	2,224.0	302	259	
27	41 建設	950,853	0.000535	0.000251	0.090847	0.081339	508.7	238.7	46	41	
28	46 電力・ガス・熱供給	950,853	0.015359	0.005434	0.008408	0.008408	14,604.2	5,166.9	123	123	
29	47 水道	950,853	0.008441	0.003932	0.020850	0.020850	8,026.2	3,738.8	167	167	
30	48 廃棄物処理	950,853	0.004228	0.002769	0.082191	0.080024	4,020.2	2,632.9	330	322	
31	51 商業	950,853	0.131805	0.092899	0.095667	0.090131	125,327.2	88,333.3	11,990	11,296	
32	53 金融・保険	950,853	0.065276	0.044111	0.054070	0.052810	62,067.9	41,943.1	3,356	3,278	
33	55 不動産	950,853	0.221961	0.187025	0.010462	0.008441	211,052.3	177,833.3	2,208	1,781	
34	57 運輸・郵便	950,853	0.049217	0.025052	0.067017	0.064779	46,798.1	23,820.8	3,136	3,032	
35	59 情報通信	950,853	0.052918	0.028259	0.033954	0.032657	50,317.2	26,870.2	1,708	1,643	
36	61 公務	950,853	0.005084	0.003657	0.063052	0.063052	4,834.1	3,477.3	305	305	
37	63 教育・研究	950,853	0.024929	0.017150	0.056924	0.056774	23,703.8	16,307.1	1,349	1,346	
38	64 医療・福祉	950,853	0.048327	0.030055	0.111509	0.107545	45,951.9	28,577.9	5,124	4,942	
39	65 他に分類されない会員制団体	950,853	0.008596	0.005219	0.122808	0.115742	8,173.5	4,962.5	1,004	946	
40	66 対事業所サービス	950,853	0.062234	0.039073	0.105066	0.095564	59,175.4	37,152.7	6,217	5,655	
41	67 対個人サービス	950,853	0.088411	0.047702	0.186466	0.165364	84,065.9	45,357.6	15,675	13,901	
42	68 事務用品	950,853	0.001356	0.000000	0.000000	0.000000	1,289.4	0.0	0	0	
43	69 分類不明	950,853	0.003646	0.001501	0.002303	0.002296	3,466.8	1,427.2	8	8	
合計		950,853	0.894498	0.569314	0.052929	0.048668	850,536.1	541,333.9	45,018	41,394	
		9,509億円				8,505億円		5,413億円			

注)

- ①家計支出増加額は、第2表の愛知県の数値より。
- ②各係数は、民間消費支出に対する誘発係数で、愛知県統計課『2015年愛知県産業連関表(43部門)』の第5表(その2)最終需要項目別生産誘発係数、第6表(その2)最終需要項目別付加価値誘発係数、第8表 その他の分析係数表(その2)就業・雇用係数表より。
- ③就業者は、個人業者および家族従業者と雇用者は、有給役員および常用雇用者と臨時・日雇雇用者である。
- ④各部門の数値と合計欄の数値は必ずしも一致しない。

第3表の2 生産誘発額と雇用者増加数の順位(43部門)

部門	生産誘発額 (百万円)	県内自給率	部門	雇用者増加 数(人)
1 不動産	211,052.3	0.979673	対個人サービス	13,901
2 商業	125,327.2	0.734883	商業	11,296
3 対個人サービス	84,065.9	0.598142	対事業所サービス	5,655
4 金融・保険	62,067.9	0.767008	医療・福祉	4,942
5 対事業所サービス	59,175.4	0.831528	金融・保険	3,278
6 情報通信	50,317.2	0.735521	運輸・郵便	3,032
7 運輸・郵便	46,798.1	0.679304	不動産	1,781
8 医療・福祉	45,951.9	0.971059	情報通信	1,643
9 飲食料品	32,017.1	0.320882	教育・研究	1,346
10 教育・研究	23,703.8	0.807738	飲食料品	1,116
11 自動車	22,397.3	0.623061	他に分類されない会員制団体	946
12 電力・ガス・熱供給	14,604.2	0.430295	自動車	377
13 石油・石炭製品	10,391.9	0.378476	廃棄物処理	322
14 他に分類されない会員制団体	8,173.5	0.766656	公務	305
15 水道	8,026.2	0.989456	その他の製造工業製品	259
16 農業	6,508.6	0.411179	農業	242
17 その他の製造工業製品	4,866.5	0.299772	水道	167
18 公務	4,834.1	1.000000	繊維製品	140
19 廃棄物処理	4,020.2	0.999938	電力・ガス・熱供給	123
20 電気機械	3,580.9	0.303387	金属製品	121
21 プラスチック製品	2,612.0	0.462004	プラスチック製品	119
22 化学製品	2,479.8	0.133614	電気機械	98
23 パルプ・紙・木製品	1,853.2	0.269257	パルプ・紙・木製品	84
24 金属製品	1,813.3	0.593008	ゴム製品	44
25 繊維製品	1,768.6	0.113794	建設	41
26 ゴム製品	1,296.0	0.443881	化学製品	34
27 事務用品	1,289.4	1.000000	その他の輸送機械	18
28 鉄鋼	1,237.1	0.525808	情報通信機器	17
29 その他の輸送機械	651.3	0.503718	電子部品	16
30 情報通信機器	636.1	0.061781	漁業	16
31 電子部品	571.5	0.222609	生産用機械	13
32 建設	508.7	1.000000	鉄鋼	12
33 漁業	502.1	0.300829	その他の窯業・土石製品	12
34 業務用機械	460.2	0.318379	石油・石炭製品	10
35 非鉄金属	443.1	0.208560	はん用機械	9
36 生産用機械	315.7	0.334639	林業	8
37 その他の窯業・土石製品	275.7	0.288979	業務用機械	7
38 はん用機械	247.2	0.244191	非鉄金属	6
39 鉱業	86.5	0.007868	鉱業	5
40 林業	70.4	0.103105	航空機	1
41 航空機	54.2	0.216409	陶磁器	1
42 陶磁器	16.2	0.086199	事務用品	0
分類不明	3,466.8	0.453489	分類不明	8
合計	850,536.1	0.622327		41,394

(注)

- ①第3表の1より作成。
- ②県内自給率は、愛知県統計課『2015年愛知県産業連関表(43部門)』の 第8表 その他の分析係数表(その1)県内自給率・移輸入率表 より。
- ③各部門の数値と合計欄の数値は必ずしも一致しない。

第4表の1 生産誘発額・付加価値誘発額と就業・雇用者増加数(109部門)

統合中分類 (109部門)		家計消費支出 増加額A (百万円)	生産誘発 係数(民間消費支 出)B	付加価値 誘発係数 (民間消費 支出)C	就業係数 (人/百万 円)D	雇用係数 (人/百万 円)E	生産誘発 額F=A×B (百万円)	付加価値 誘発額A× C (百万円)	就業 者増 加数D ×F (人)	雇用 者増 加数E ×F (人)
1	011 耕種農業	950,853	0.004212	0.002369	0.356395	0.038973	4,005.0	2,252.6	1,427	156
2	012 畜産	950,853	0.001017	0.000270	0.042634	0.016082	967.0	256.7	41	16
3	013 農業サービス	950,853	0.001668	0.001077	0.088667	0.079314	1,586.0	1,024.1	141	126
4	015 林業	950,853	0.000070	0.000048	0.309507	0.106590	66.6	45.6	21	7
5	017 漁業	950,853	0.000511	0.000228	0.103751	0.031278	485.9	216.8	50	15
6	061 石炭・原油・天然ガス	950,853	0.000000	0.000000	—	—	0.0	0.0	—	—
7	062 その他の鉱業	950,853	▲ 0.000001	0.000000	0.055077	0.052699	-1.0	0.0	-0	-0
8	111 食料品	950,853	0.025079	0.008377	0.043795	0.042713	23,846.4	7,965.3	1,044	1,019
9	112 飲料	950,853	0.005999	0.003509	0.015180	0.014045	5,704.2	3,336.5	87	80
10	113 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	950,853	0.000741	0.000133	0.009217	0.009013	704.6	126.5	6	6
11	114 たばこ	950,853	0.000000	0.000000	—	—	0.0	0.0	—	—
12	151 繊維工業製品	950,853	0.000152	0.000060	0.101842	0.066240	144.5	57.1	15	10
13	152 衣服・その他の繊維既製品	950,853	0.001494	0.000622	0.131236	0.097422	1,420.6	591.4	186	138
14	161 木材・木製品	950,853	0.000144	0.000062	0.051984	0.043030	136.9	59.0	7	6
15	162 家具・装備品	950,853	0.000380	0.000149	0.093808	0.065948	361.3	141.7	34	24
16	163 パルプ・紙・板紙・加工紙	950,853	0.000182	0.000040	0.014094	0.013888	173.1	38.0	2	2
17	164 紙加工品	950,853	0.001670	0.000736	0.065192	0.062548	1,587.9	699.8	104	99
18	191 印刷・製版・製本	950,853	0.001896	0.001017	0.062683	0.056309	1,802.8	967.0	113	102
19	201 化学肥料	950,853	0.000106	0.000034	0.012688	0.012688	100.8	32.3	1	1
20	202 無機化学工業製品	950,853	0.000156	0.000056	0.017551	0.017464	148.3	53.2	3	3
21	203 石油化学系基礎製品	950,853	0.000002	0.000000	0.002230	0.002230	1.9	0.0	0	0
22	204 有機化學工業製品(石油化学系基礎製品・合成樹脂を除く。)	950,853	0.000086	0.000024	0.010629	0.010614	81.8	22.8	1	1
23	205 合成樹脂	950,853	0.000066	0.000017	0.010774	0.010774	62.8	16.2	1	1
24	206 化学繊維	950,853	0.000029	0.000010	0.021279	0.021279	27.6	9.5	1	1
25	207 医薬品	950,853	0.000761	0.000402	0.012778	0.012758	723.6	382.2	9	9
26	208 化学最終製品(医薬品を除く。)	950,853	0.001228	0.000386	0.017864	0.017587	1,167.6	367.0	21	21
27	211 石油製品	950,853	0.010995	0.003453	0.000705	0.000705	10,454.6	3,283.3	7	7
28	212 石炭製品	950,853	0.000055	0.000011	0.005381	0.005381	52.3	10.5	0	0
29	221 プラスチック製品	950,853	0.002582	0.000924	0.047522	0.045488	2,455.1	878.6	117	112
30	222 ゴム製品	950,853	0.001320	0.000619	0.036382	0.034247	1,255.1	588.6	46	43
31	231 なめし革・革製品・毛皮	950,853	0.000496	0.000200	0.097247	0.065963	471.6	190.2	46	31
32	251 ガラス・ガラス製品	950,853	0.000140	0.000070	0.035797	0.034510	133.1	66.6	5	5
33	252 セメント・セメント製品	950,853	0.000009	0.000004	0.045746	0.045259	8.6	3.8	0	0
34	253 陶磁器	950,853	0.000017	0.000008	0.077759	0.058837	16.2	7.6	1	1
35	259 その他の窯業・土石製品	950,853	0.000152	0.000075	0.048788	0.044422	144.5	71.3	7	6
36	261 鋸鉄・粗鋼	950,853	▲ 0.000044	▲ 0.000013	0.003482	0.003482	-41.8	-12.4	-0	-0
37	262 鋼材	950,853	0.000202	0.000047	0.006527	0.006527	192.1	44.7	1	1
38	263 鋳造品(鉄)	950,853	0.000074	0.000030	0.030200	0.029492	70.4	28.5	2	2
39	269 その他の鉄鋼製品	950,853	0.000182	0.000051	0.020630	0.018868	173.1	48.5	4	3
40	271 非鉄金属製鍊・精製	950,853	0.000117	0.000020	0.006170	0.005943	111.2	19.0	1	1
41	272 非鉄金属加工製品	950,853	0.000163	0.000026	0.016253	0.015266	155.0	24.7	3	2
42	281 建設用・建築用金属製品	950,853	0.000116	0.000045	0.058602	0.055079	110.3	42.8	6	6
43	289 その他の金属製品	950,853	0.001632	0.000712	0.076368	0.069826	1,551.8	677.0	119	108
44	291 はん用機械	950,853	0.000272	0.000117	0.035687	0.034569	258.6	111.2	9	9
45	301 生産用機械	950,853	0.000427	0.000201	0.042722	0.040236	406.0	191.1	17	16
46	311 業務用機械	950,853	0.000480	0.000180	0.015220	0.014918	456.4	171.2	7	7
47	321 電子デバイス	950,853	0.000161	0.000066	0.015258	0.015258	153.1	62.8	2	2
48	329 その他の電子部品	950,853	0.000466	0.000169	0.055293	0.053816	443.1	160.7	25	24
49	331 産業用電気機器	950,853	0.000232	0.000084	0.029497	0.028615	220.6	79.9	7	6
50	332 民生用電気機器	950,853	0.000763	0.000253	0.023564	0.023192	725.5	240.6	17	17
51	333 電子応用装置・電気計測器	950,853	0.000006	0.000002	0.024046	0.023654	5.7	1.9	0	0
52	339 その他の電気機械	950,853	0.000631	0.000236	0.017879	0.017520	600.0	224.4	11	11
53	341 通信・映像・音響機器	950,853	0.000682	0.000253	0.026853	0.026788	648.5	240.6	17	17
54	342 電子計算機・同附属装置	950,853	0.000087	0.000027	0.025223	0.025099	82.7	25.7	2	2
55	351 乗用車	950,853	0.001520	0.000260	0.008155	0.008155	1,445.3	247.2	12	12
56	352 その他の自動車	950,853	0.001418	0.000284	0.013951	0.013951	1,348.3	270.0	19	19
57	353 自動車部品・同附属品	950,853	0.003446	0.000894	0.021431	0.021242	3,276.6	850.1	70	70
58	354 船舶・同修理	950,853	0.000010	0.000004	0.027102	0.026563	9.5	3.8	0	0
59	355 航空機・同修理	950,853	0.000097	0.000043	0.026282	0.026278	92.2	40.9	2	2
60	359 その他の輸送機械・同修理	950,853	0.001023	0.000331	0.028376	0.027993	972.7	314.7	28	27
61	391 その他の製造工業製品	950,853	0.000696	0.000292	0.063905	0.052639	661.8	277.6	42	35
62	392 再生資源回収・加工処理	950,853	0.000528	0.000172	0.048897	0.042982	502.1	163.5	25	22
63	410 住宅建築	950,853	0.000000	0.000000	0.095384	0.085662	0.0	0.0	0	0
64	411 非住宅建築	950,853	0.000000	0.000000	0.075262	0.067731	0.0	0.0	0	0
65	412 建設補修	950,853	0.000016	0.000274	0.088852	0.079254	585.7	260.5	52	46
66	413 公共事業	950,853	0.000000	0.000000	0.095479	0.084629	0.0	0.0	0	0

67	419 その他の土木建設	950,853	0.000000	0.000000	0.095876	0.086376	0.0	0.0	0	0
68	461 電力	950,853	0.009365	0.003405	0.007201	0.007201	8,904.7	3,237.7	64	64
69	462 ガス・熱供給	950,853	0.007606	0.002415	0.012903	0.012903	7,232.2	2,296.3	93	93
70	471 水道	950,853	0.008773	0.004087	0.020850	0.020850	8,341.8	3,886.1	174	174
71	481 廃棄物処理	950,853	0.004557	0.002985	0.082191	0.080024	4,333.0	2,838.3	356	347
72	510 卸売	950,853	0.037893	0.027547	0.050453	0.049309	36,030.7	26,193.1	1,818	1,777
73	511 小売	950,853	0.096829	0.064602	0.172562	0.159558	92,070.1	61,427.0	15,888	14,691
74	531 金融・保険	950,853	0.065217	0.044071	0.054070	0.052810	62,011.8	41,905.0	3,353	3,275
75	551 不動産仲介及び賃貸	950,853	0.015344	0.011164	0.031014	0.028532	14,589.9	10,615.3	452	416
76	552 住宅賃料	950,853	0.044825	0.033239	0.027696	0.018840	42,622.0	31,605.4	1,180	803
77	553 住宅賃料(帰属家賃)	950,853	0.162568	0.146709	0.000000	0.000000	154,578.3	139,498.7	0	0
78	571 鉄道輸送	950,853	0.015657	0.010654	0.025725	0.025725	14,887.5	10,130.4	383	383
79	572 道路輸送(自家輸送を除く。)	950,853	0.008014	0.006061	0.162092	0.157366	7,620.1	5,763.1	1,235	1,199
80	573 自家輸送	950,853	0.008721	0.000000	0.000000	0.000000	8,292.4	0.0	0	0
81	574 水運	950,853	0.000447	0.000147	0.007360	0.007193	425.0	139.8	3	3
82	575 航空輸送	950,853	0.003386	0.000607	0.011498	0.011498	3,219.6	577.2	37	37
83	577 倉庫	950,853	0.001074	0.000685	0.054096	0.053955	1,021.2	651.3	55	55
84	578 運輸附帯サービス	950,853	0.012137	0.008189	0.076485	0.070220	11,540.5	7,786.5	883	810
85	579 郵便・信書便	950,853	0.001875	0.001468	0.142144	0.141293	1,782.8	1,395.9	253	252
86	591 通信	950,853	0.037694	0.020290	0.008714	0.008661	35,841.5	19,292.8	312	310
87	592 放送	950,853	0.005775	0.002552	0.017255	0.017255	5,491.2	2,426.6	95	95
88	593 情報サービス	950,853	0.008833	0.005272	0.059295	0.057510	8,398.9	5,012.9	498	483
89	594 インターネット附帯サービス	950,853	0.002573	0.000647	0.042447	0.035436	2,446.5	615.2	104	87
90	595 映像・音声・文字情報制作	950,853	0.005539	0.002498	0.042761	0.039549	5,266.8	2,375.2	225	208
91	611 公務	950,853	0.005121	0.003684	0.063052	0.063052	4,869.3	3,502.9	307	307
92	631 教育	950,853	0.029376	0.024148	0.100467	0.100125	27,932.3	22,961.2	2,806	2,797
93	632 研究	950,853	0.000356	0.000208	0.022982	0.022982	338.5	197.8	8	8
94	641 医療	950,853	0.027400	0.015717	0.087267	0.081726	26,053.4	14,944.6	2,274	2,129
95	642 保健衛生	950,853	0.001123	0.000724	0.128370	0.126414	1,067.8	688.4	137	135
96	643 社会保険・社会福祉	950,853	0.016747	0.012045	0.159990	0.159802	15,923.9	11,453.0	2,548	2,545
97	644 介護	950,853	0.002346	0.001809	0.185480	0.185480	2,230.7	1,720.1	414	414
98	659 他に分類されない会員制団体	950,853	0.008606	0.005225	0.122808	0.115742	8,183.0	4,968.2	1,005	947
99	661 物品販賣サービス	950,853	0.005608	0.003817	0.034302	0.033565	5,332.4	3,629.4	183	179
100	662 広告	950,853	0.006146	0.001786	0.029688	0.028496	5,843.9	1,698.2	173	167
101	663 自動車整備・機械修理	950,853	0.016241	0.006004	0.064368	0.059333	15,442.8	5,708.9	994	916
102	669 その他の対事業所サービス	950,853	0.034419	0.025788	0.142827	0.128981	32,727.4	24,520.6	4,674	4,221
103	671 宿泊業	950,853	0.001091	0.000529	0.096810	0.094492	1,037.4	503.0	100	98
104	672 飲食サービス	950,853	0.035902	0.014448	0.245751	0.225226	34,137.5	13,737.9	8,389	7,689
105	673 洗濯・理容・美容・浴場業	950,853	0.014982	0.010176	0.098876	0.072920	14,245.7	9,675.9	1,409	1,039
106	674 娯楽サービス	950,853	0.020614	0.014305	0.105830	0.099882	19,600.9	13,602.0	2,074	1,958
107	679 その他の対個人サービス	950,853	0.019848	0.013878	0.210420	0.168194	18,872.5	13,195.9	3,971	3,174
108	681 事務用品	950,853	0.001377	0.000000	0.000000	0.000000	1,309.3	0.0	0	0
109	691 分類不明	950,853	0.003798	0.001564	0.002303	0.002296	3,611.3	1,487.1	8	8
	合計	950,853	0.895219	0.585195	0.052929	0.048668	851,221.7	556,434.4	45,054	41,427

(注)

①家計支出増加額は、第2表の愛知県の数値より。

②各係数は、民間消費支出に対する誘発係数で、愛知県統計課『2015年愛知県産業連関表(109部門)』の第5表(その2)最終需要項目別生産誘発係数、第6表(その2)最終需要項目別付加価値誘発係数、第8表 その他の分析係数表(その2)就業・雇用係数表より。

③就業者は、個人業者および家族従業者と雇用者、雇用者は、有給役員および常用雇用者と臨時・日雇雇用者である。

④各部門の数値と合計欄の数値は必ずしも一致しない。

第4表の2 生産誘発額と雇用者増加数の順位(109部門)

	部門	生産誘発額 (百万円)	県内自給率	部門	雇用者増加数 (人)
1	小売	92,070.1	0.789838	小売	14,691
2	金融・保険	62,011.8	0.767008	飲食サービス	7,689
3	住宅賃貸料	42,622.0	0.996859	その他の対事業所サービス	4,221
4	卸売	36,030.7	0.692916	金融・保険	3,275
5	通信	35,841.5	0.924795	その他の対個人サービス	3,174
6	飲食サービス	34,137.5	0.535850	教育	2,797
7	その他の対事業所サービス	32,727.4	0.828389	社会保険・社会福祉	2,545
8	教育	27,932.3	0.963845	医療	2,129
9	医療	26,053.4	0.979452	娯楽サービス	1,958
10	食料品	23,846.4	0.330013	卸売	1,777
11	娯楽サービス	19,600.9	0.685782	道路輸送(自家輸送を除く。)	1,199
12	その他の対個人サービス	18,872.5	0.791979	洗濯・理容・美容・浴場業	1,039
13	社会保険・社会福祉	15,923.9	0.928018	食料品	1,019
14	自動車整備・機械修理	15,442.8	0.995001	他に分類されない会員制団体	947
15	鉄道輸送	14,887.5	0.987631	自動車整備・機械修理	916
16	不動産仲介及び賃貸	14,589.9	0.885933	運輸附帯サービス	810
17	洗濯・理容・美容・浴場業	14,245.7	0.986462	住宅賃貸料	803
18	運輸附帯サービス	11,540.5	0.948414	情報サービス	483
19	石油製品	10,454.6	0.391241	不動産仲介及び賃貸	416
20	電力	8,904.7	0.312560	介護	414
21	情報サービス	8,398.9	0.666555	鉄道輸送	383
22	水道	8,341.8	0.989456	廃棄物処理	347
23	自家輸送	8,292.4	1.000000	通信	310
24	他に分類されない会員制団体	8,183.0	0.766656	公務	307
25	道路輸送(自家輸送を除く。)	7,620.1	0.425348	郵便・信書便	252
26	ガス・熱供給	7,232.2	0.991462	映像・音声・文字情報制作	208
27	広告	5,843.9	0.699933	物品賃貸サービス	179
28	飲料	5,704.2	0.376482	水道	174
29	放送	5,491.2	0.784677	広告	167
30	物品賃貸サービス	5,332.4	0.741847	耕種農業	156
31	映像・音声・文字情報制作	5,266.8	0.603587	衣服・その他の繊維既製品	138
32	公務	4,869.3	1.000000	保健衛生	135
33	廃棄物処理	4,333.0	0.999938	農業サービス	126
34	耕種農業	4,005.0	0.356162	プラスチック製品	112
35	自動車部品・同附属品	3,276.6	0.662711	その他の金属製品	108
36	航空輸送	3,219.6	0.429301	印刷・製版・製本	102
37	プラスチック製品	2,455.1	0.462004	紙加工品	99
38	インターネット附随サービス	2,446.5	0.456388	宿泊業	98
39	介護	2,230.7	0.997388	放送	95
40	印刷・製版・製本	1,802.8	0.378858	ガス・熱供給	93
41	郵便・信書便	1,782.8	0.971808	インターネット附隨サービス	87
42	紙加工品	1,587.9	0.469882	飲料	80
43	農業サービス	1,586.0	0.946978	自動車部品・同附属品	70
44	その他の金属製品	1,551.8	0.594452	電力	64
45	乗用車	1,445.3	0.064818	倉庫	55
46	衣服・その他の繊維既製品	1,420.6	0.095951	建設補修	46
47	その他の自動車	1,348.3	0.767241	ゴム製品	43
48	事務用品	1,309.3	1.000000	航空輸送	37
49	ゴム製品	1,255.1	0.443881	その他の製造工業製品	35
50	化学最終製品(医薬品を除く。)	1,167.6	0.149787	なめし革・革製品・毛皮	31
51	保健衛生	1,067.8	0.876762	その他の輸送機械・同修理	27
52	宿泊業	1,037.4	0.102584	その他の電子部品	24
53	倉庫	1,021.2	0.659287	家具・装備品	24
54	その他の輸送機械・同修理	972.7	0.600857	再生資源回収・加工処理	22
55	畜産	967.0	0.427228	化学最終製品(医薬品を除く。)	21
56	民生用電気機器	725.5	0.094007	その他の自動車	19
57	医薬品	723.6	0.107795	通信・映像・音響機器	17

58	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	704.6	0.622025	民生用電気機器	17
59	その他の製造工業製品	661.8	0.087844	生産用機械	16
60	通信・映像・音響機器	648.5	0.079446	畜産	16
61	その他の電気機械	600.0	0.227693	漁業	15
62	建設補修	585.7	1.000000	乗用車	12
63	再生資源回収・加工処理	502.1	1.000000	その他の電気機械	11
64	漁業	485.9	0.300829	繊維工業製品	10
65	なめし革・革製品・毛皮	471.6	0.128366	医薬品	9
66	業務用機械	456.4	0.318379	はん用機械	9
67	その他の電子部品	443.1	0.261784	研究	8
68	水運	425.0	0.326015	石油製品	7
69	生産用機械	406.0	0.334639	林業	7
70	家具・装備品	361.3	0.208117	業務用機械	7
71	研究	338.5	0.716845	その他の窯業・土石製品	6
72	はん用機械	258.6	0.244191	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	6
73	産業用電気機器	220.6	0.386643	産業用電気機器	6
74	鋼材	192.1	0.257505	建設用・建築用金属製品	6
75	パルプ・紙・板紙・加工紙	173.1	0.136982	木材・木製品	6
76	その他の鉄鋼製品	173.1	0.697461	ガラス・ガラス製品	5
77	非鉄金属加工製品	155.0	0.254222	その他の鉄鋼製品	3
78	電子デバイス	153.1	0.195850	水運	3
79	無機化学工業製品	148.3	0.244765	無機化学工業製品	3
80	繊維工業製品	144.5	0.184247	航空機・同修理	2
81	その他の窯業・土石製品	144.5	0.317270	パルプ・紙・板紙・加工紙	2
82	木材・木製品	136.9	0.279089	非鉄金属加工製品	2
83	ガラス・ガラス製品	133.1	0.376327	電子デバイス	2
84	非鉄金属製鍊・精製	111.2	0.149994	電子計算機・同附属装置	2
85	建設用・建築用金属製品	110.3	0.588344	鋳鍛造品(鉄)	2
86	化学肥料	100.8	0.467405	化学肥料	1
87	航空機・同修理	92.2	0.216409	鋼材	1
88	電子計算機・同附属装置	82.7	0.040740	陶磁器	1
89	有機化学工業製品(石油化学系基礎製品・合成樹脂を除く。)	81.8	0.107782	有機化学工業製品(石油化学系基礎製品・合成樹脂を除く。)	1
90	鋳鍛造品(鉄)	70.4	0.509767	合成樹脂	1
91	林業	66.6	0.103105	非鉄金属製鍊・精製	1
92	合成樹脂	62.8	0.134581	化学繊維	1
93	石炭製品	52.3	0.255584	セメント・セメント製品	0
94	化学繊維	27.6	0.215573	石炭製品	0
95	陶磁器	16.2	0.086199	船舶・同修理	0
96	船舶・同修理	9.5	0.096214	電子応用装置・電気計測器	0
97	セメント・セメント製品	8.6	0.172705	石油化学系基礎製品	0
98	電子応用装置・電気計測器	5.7	0.099899	住宅建築	0
99	石油化学系基礎製品	1.9	0.023406	非住宅建築	0
100	石炭・原油・天然ガス	0.0	0.000000	公共事業	0
101	たばこ	0.0	0.000000	その他の土木建設	0
102	住宅建築	0.0	1.000000	自家輸送	0
103	非住宅建築	0.0	1.000000	事務用品	0
104	公共事業	0.0	1.000000	その他の鉱業	-0
105	その他の土木建設	0.0	1.000000	銑鉄・粗鋼	-0
106	その他の鉱業	-1.0	0.072107	石炭・原油・天然ガス	-
107	銑鉄・粗鋼	-41.8	0.890954	たばこ	-
	分類不明	3,611.3	0.453489	分類不明	8
	住宅賃貸料(帰属家賃)	154,578.3	1.000000	住宅賃貸料(帰属家賃)	0
	合計	851,221.7	0.622327		41,427

(注)

- ①第4表の1より作成。
- ②最下欄の「住宅賃貸料(帰属家賃)」は、持家を賃貸住宅に換算した特殊な部門のため順位付けから除外した。
- ③県内自給率は、愛知県統計課『2015年愛知県産業連関表(109部門)』の第8表その他の分析係数表(その1)県内自給率・移輸入率表 より。
- ④各部門の数値と合計欄の数値は必ずしも一致しない。

第5表 税収増

付加価値誘発額(億円)A	5,413
税率B 国税(%)	11.5
地方税(%)	7.3
税収増 国税(億円)	622.5
A × B/100 地方税(億円)	395.1
合計(億円)	1017.6

(注)

①付加価値誘発額は、表3の1(統合大分類43部門)の付加価値誘発額の合計欄より。

②税率は、国内総生産(=付加価値)に対する国税と地方税の割合(2019

年)で、財務省総合政策研究所『財政金融統計月報』(租税特集)第817号

(2020年5月)の「国民所得に対する租税負担率の国際比較」より。



2022年6月30日

**生活改善、地域経済の好循環のために、  
愛知県最低賃金を1,500円とし、  
中小企業支援を求める要請**

**(個人署名)**

**総数9,134筆**

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F  
事務局団体 愛労連

愛知県労働組合総連合・愛知春闘共闘委員会

# 生活改善、地域経済の好循環のために、 愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請

愛知地方最低賃金審議会 会長 殿  
愛知労働局 局長 殿

2022年 月 日

## ■ 要請主旨 ■

- 1 愛知県の最低賃金は2021年10月から955円になりました。全労連が全国3万5千人余りを対象にした最低生計費試算調査によると、若者が自立して人間らしい生活をする上で必要な生計費は月額で24万円以上、時間額にすると1,500円以上必要という結果です。愛知県でも名古屋市や豊橋市で同様の結果が出ています。税金（所得税・住民税）・保険料（年金・健康保険・雇用保険）などを差し引き、さらに家賃を考えると必要な額です。
- 2 最低賃金の引き上げには、政府による中小企業支援策の抜本的強化が欠かせません。地域経済を支える主役の中小企業・小規模事業者に人件費の引き上げを保障する特別な財政措置を同時にを行うことが必要です。あわせて単価の不当な切り下げなど大企業の下請けいじめを正し、コストが適正に反映される仕組みの整備も必要です。フランス、韓国、アメリカなどでは最低賃金引き上げのための中小企業支援策が大規模に行われていますが、日本は極めて貧弱です。

○ 愛知県の最低賃金審議会は、全国28府県で実施されている意見陳述の場を設けていません。最低賃金法や施行規則では、「意見書によるほか、会議（専門部会の会議を含む）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする」とあります。愛知の審議会では意見陳述に反対する委員はいないのに行われていません。労働者からの生活実態を審議会で直接聞いて最賃額を審議することを求めます。あわせて、専門部会を公開するよう求めます。

以上、2022年の最低賃金改定にあたり、下記事項について要請します。

## ■ 要請項目 ■

- 1 愛知県最低賃金を1,500円に引き上げること。
- 2 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、中小企業に対する特別な財政措置を行うこと。  
あわせて政府にも要請すること。
- 3 愛知地方最低賃金審議会の専門部会を公開すること。
- 4 愛知地方最低賃金審議会（専門部会）で労働者の意見陳述の場を設けること。

氏 名	住 所

※この署名用紙は、目的以外に個人情報が利用されることはありません。

取扱団体 [愛知県労働組合総連合（愛労連）・愛知国民春闘共闘委員会]

# 愛知地方最低賃金審議會

労働者代表委員員資料

第505回 愛知地方最低賃金審議會  
2022年7月1日

# 労働者側の審議に臨む基本スタンス

## ① 「最低賃金法第1条」「労働基準法第1条」に記載の考えを第一に臨む

<参考>

### 【最低賃金法（第一条）】

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資することを目的とする。

### 【労働基準法（第一条）】

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

## ② 日本経済の自律的成長に向けでは「人への投資」が不可欠である

コロナ禍では政府の各種支援策等に支えられて日本経済は回復傾向にあるが、この政策効果により支えられた経済回復を、より自律的な成長軌道にのせていかねばならない。そのためには、経済・社会の活力の源となる「人への投資」が必要であり、その重要な要素が最低賃金の引上げである。

## ③ 賃上げを最賃金額の引き上げにつなげるべきである

連合愛知2022春闘の5月末集計結果では、大手・中大小すべての規模で率・額とともに、賃金改善分については昨年に比べ約1.4倍の労働組合が回答を引き出して、賃上げの流れは拡大している。労使の懸命な努力により実現した賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、最低賃金近傍で働く労働組合のない未組織労働者の労働条件向上へ波及させるべきである。

# 労働者側

## 地域別最低賃金に対する主張

### ① 現行水準は働きの価値に見合った水準とはいえない

愛知県最低賃金955円で年間2,000時間働いても、未だワーキングプア水準といわれる年収200万円に満たない。コロナ禍で懸命に働くエッセンシャル・ワーカーは最低賃金近傍で働く者も少なくない。現行の最低賃金水準が働きの価値に見合った水準とはいえない。

### ② 近時の物価上昇等、最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視すべきである

資源高や円安の影響等により2021年度後半から物価上昇局面に入り、2022年4月の消費者物価上昇率（コア）は2.1%を記録し、2%超の上昇率は消費増税の影響があつた期間を除けば2008年9月以来の水準であった。最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点からも消費者物価上昇率を考慮した引き上げが必要である。

### ③ やりがい・働きがいの向上による生産性向上に寄与

最低賃金を有期・短時間・契約等で働く方々の働きの価値に見合った額に引上げを図ることは、同一労同一賃金の流れを社会全体で後押しすることにつながり、愛知県労働者の約4割を占める有期・短時間・契約等で働く労働者のやりがい・働きがいの向上につながり、ひいては企業の生産性向上に寄与するものである。

# 労働者側 特定（産業別）最低賃金に対する主張

## ① 特定（産業別）最低賃金の意義と目的

- わが国唯一の法に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、「労使交渉の補完・代替機能」を担つて いる。
- 組織労働者が労使対等の下で行われた交渉を通じて締結した企業内最低賃金協定を、労使交渉の手段を持たない未組織労働者に波及させることによって、組織労働者と正社員と非正規雇用で働く者の賃金格差を是正する。
  - 賃金切り下げの防止や産業内の公正競争確保を通じて、産業全体の健全な発展を促すことをめざしている。
  - 労働の質にふさわしい賃金水準を確保することによって、産業の魅力を高めて人材を確保する観点、労使の社会的使命として非正規雇用で働く労働者の待遇改善を図る観点、産業の健全な発展を図る観点などから、特定（産業別）最低賃金は重要な位置づけである。

## ② 当該産業労使による十分な審議を

- 特定（産業別）最低賃金は、労使が締結した企業内最低賃金を基礎として、企業の枠を超えて、企業の底上げ・格差是正に役割を果たしている。今年度においても、当該労使が合意した企業内最低賃金協定（労働協約）のもと、改正6業種は「労働協約ケース」で申出を行っている。
- 産業を取り巻く情勢や課題を熟知している当該産業の関係労使の意思を尊重する審議を望む。

# 本年の審議に臨むにあたり

第63回中央最低賃金審議会では、後藤厚生労働大臣より「『新しい資本主義実行計画工桯表』」においては、『最低賃金については、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮しつつ、その引上げを図り、できる限り早期に全国加重平均が1000円以上となることを目指す』事も盛り込まれております。」との発言があった。

これを実現するためにも、率先して愛知県の最低賃金が1,000円台となり、東海地方を中心にして他県への波及をさせて最低賃金の押し上げをすべきである。

すべての労働者が安心して働くための社会的セーフティネットを確立するためにも、様々な指標や中央最低賃金審議会の審議結果も踏まえ、審議に臨んでいく。